

Oct.27(Fri.) - Nov.5(Sun.)

TOKYO BIG SIGHT

TOKYO CONNECTED LAB 2017 出展規程

目次

CONTENTS

1	開催事	夏網・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	· 2 · 3 · 4 · 5	開催要網 TOKYO CONNECTED LAB 2017開催概要 個人情報の取扱いについて 日程表(予定) お問合せ先
2	出展に	あたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 2 2 2 2 2 2	2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 1 1 2 1 3	出展料 出展申込、出展料精算 小間の割当 出展物の条件 出展物の販売契約 模倣品・偽造品の展示等の禁止 ショー会場及び小間の展示・装飾 諸経費の負担と精算 来場者の保護並びに出展物の保全・維持管理 会期及び開場時間の変更 開催の中止及び開催内容の変更 出展者ニュース 入場券・入門証 出展分類表 提出書類一覧 諸経費一覧
3	TOKY	YO CONNECTED LAB 2017に関する規程・・・・・・・・・・P17~P19
	· 2 · 3	展示構成について 施設物の制限 基礎小間図 小間設計図の提出
4	搬入搬	设出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 – 4 – 4 –	. 2	搬入搬出 保税貨物の展示 廃棄物の処理

5		施工…	············P23~P35
	5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 -	- 2 - 3 - 4 - 5 - 6 - 7	東京ビッグサイト施設諸元 展示ホール建物に係わる工作 床面工事(アンカーボルトの使用) 重量物の展示 天井構造物 二階建施設 天井吊下げ施工 消防上の規定
6		設備・・	
	6 – 6 – 6 –	- 2 - 3 - 4	電気 給排水 臨時通信設備 アンテナ
7		小間の	運営·演出····· P39~P42
	7 – 7 – 7 – 7 – 7 –	- 2 - 3 - 4 - 5	実演・演出 音響設備の運用 小間内勤務者 調査・アンケート 物品の配布 飲食サービス
8		規程の	違反、解釈の疑義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9		備考・・	·····P44∼P47
	9 – 9 – 9 – 9 –	- 2 - 3	一般社団法人 日本自動車工業会の概要 東京モーターショーの記録 東京ビッグサイト館内案内 交通アクセス・周辺マップ

1. 開催要網

1-1 開催要網

1) 名称

第45回東京モーターショー2017 [The 45th Tokyo Motor Show 2017]

- 2) 主催
 - 一般社団法人 日本自動車工業会(JAMA)
- 3) 共催
 - 一般社団法人 日本自動車部品工業会(JAPIA)
 - 一般社団法人 日本自動車車体工業会(JABIA)
 - 一般社団法人 日本自動車機械器具工業会(JAMTA)日本自動車輸入組合(JAIA)
- 4)総裁瑶子女王殿下
- 5)会長

西川 廣人(一般社団法人 日本自動車工業会 会長)

6)会期·開場時間

会期 2017年(平成29年)10月27日(金)~11月5日(日)

開場時間

(開場時間は止むを得ない場合は変更し、時には入場を制限することがあります)

7)入場料(消費稅込)

障がい者手帳をお持ちの方の特別見学日 無料 (事前登録制)

プレビューデー 3,500円(枚数限定/小学生以下無料:保護者同伴)

一般公開日

一般 1,800円(前売1,600円、日曜除〈16時00分以降(当日会場売)900円) 高校生 600円(前売500円、日曜除〈16時00分以降(当日会場売)300円)

中学生以下 無料

障がい者手帳をお持ちの方 (要手帳提示)

本人及び付添者1名(車いす利用者の場合2名まで)無料

- 8) 会場
 - 東京ビッグサイト
- 9)後援(予定)

外務省、経済産業省、国土交通省、環境省、東京都、千葉県、国際自動車工業連合会(OICA)、 日本貿易振興機構(ジェトロ)

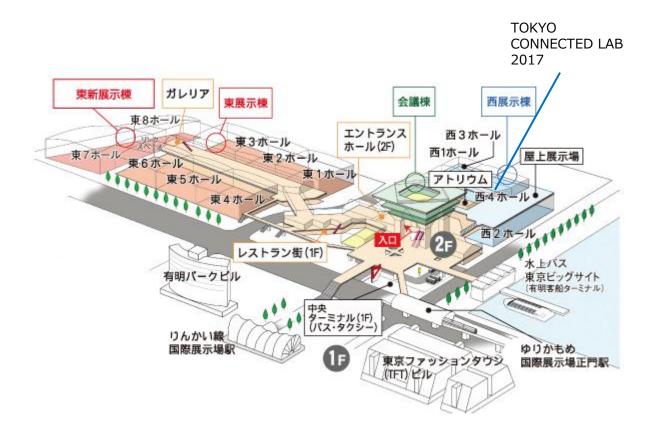
10) 協 賛 (予定)

板硝子協会、自動車技術会、石油連盟、全国軽自動車協会連合会、全日本交通安全協会、全日本トラック協会、電子情報技術産業協会、電池工業会、特殊鋼倶楽部、日本アルミニウム協会、

- 日本ゴム工業会、日本自動車会議所、日本自動車教育振興財団、日本自動車研究所、
- 日本自動車整備振興会連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車販売協会連合会、日本自動車連盟、
- 日本照明工業会、日本損害保険協会、日本鉄鋼連盟、日本電機工業会、日本塗料工業会、日本バス協会、
- 日本ばね工業会、日本ファインセラミックス協会、日本プラスチック工業連盟、
- 日本ベアリング工業会、日本モーターサイクルスポーツ協会、日本陸用内燃機関協会(五十音順)
- OICA: Organisation Internationale des Constructeurs d'Automobiles

TOKYO CONNECTED LAB 2017とは、第45回東京モーターショー2017の会場内で行なうテーマ展示で今後さらなる進化が期待されるメガシティ東京におけるモビリティシステムやサービスが、人々の暮らしや都市、社会をどのように変えていくのかを展望する、第45回東京モーターショー2017のシンボルプログラムとして、下記の通り実施を予定しています。

- 1)名称 TOKYO CONNECTED LAB 2017
- 2)会場 第45回東京モーターショー2017会場内・西4ホール
- 3)入場料 無料。但し、東京モーターショー入場券が必要。
- 4)企業・団体出展 民間企業、関連団体、行政機関等の出展による、最先端の製品/技術/システム/サービスのプレゼンテーション。
- 5) 主催者出展 来場者がメガシティ東京を舞台とした、先進のモビリティ社会に参加できる展示企画。



1-3 個人情報の取扱いについて

東京モーターショーの主催者である、一般社団法人 日本自動車工業会(以下「事務局」という。)は、個人情報取得に際し、適法かつ公平な手段によって行なうものとします。出展のお申込、及び各種申請等で取得した個人情報は、当会主催の「第45回東京モーターショー2017(以下「本ショー」という。)」の運営及び各種業務を円滑に行なう目的に限定し、事務局及び事務局関係者が共同使用致します。取得した個人情報は、法令の定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、共同使用者以外の第三者に提供致しません。また、事務局関係者にも取扱いを周知致します。

1-4 日程表(予定)

d in	日程		
内容	期日		時間
出展申込締切日		4月7日(金)	
小間割決定通知		5月下旬	
各種お申込のご案内 (出展者ニュース)		7月上旬	
各種提出締切日① * Web申込み -保税貨物明細、運営計画書		8月4日(金)	
各種提出締切日② *Web申込み -小間設計図、電気、他		9月1日 (金)	
開催概要記者発表		9月下旬~10月上旬	
【搬入期間】	2017年 (平成29年)	10月22日(日)~10月24日(火)	10月22日(日) 8:00~ 10月24日(火) 18:00
【プレスデー】		10月25日 (水) ~10月26日 (木)	10月25日 (水) 8:00~18:00 10月26日 (木) 8:00~13:00
【特別招待日/障がい者手帳をお持ちの方の特 別見学日】		10月26日 (木)	13:30~18:00
【オフィシャルデー】		10月27日 (金)	開会式等招待者 9:00~18:00
【プレビューデー】		10月27日 (金)	12:30~18:00
【一般公開日】		10月28日(土)~11月5日(日) <9日間>	月~土、祝 10:00~20:00 日 10:00~18:00
【搬出期間】		11月5日(日)~11月6日(月)	11月5日(日)20:00~ 11月6日(月)18:00

^{*}計画搬入出(「4-1 搬入搬出」参照」)により、搬入・搬出等の開始時刻は記載の時間どおりにならない場合があります。

1-5

お問合せ先

内 容	会 社 名	住 所•連 絡 先
出 展 申 込	【第45回東京モーターショー2017】 一般社団法人日本自動車工業会 交通統括部 モーターショー室	〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 TEL 03(5405)6127, FAX 03(5405)6136 http://www.tokyo-motorshow.com/app/contact http://www.tokyo-motorshow.com
主催者テーマ展示	TOKYO CONNECTED LAB 2017 事務局	〒104-8161 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル5F TEL 03(5565)4337 FAX 03(5565)4383 E-Mail: tms-exhibit-support@dmc.dentsu.co.jp
報 道 発 表 プ レ ス ブリーフィング	一般社団法人日本自動車工業会 広報室	〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 TEL 03(5405)6119,FAX 03(5405)6136 http://www.tokyo-motorshow.com/app/contact http://www.tokyo-motorshow.com
規 程 施 工 消 防 運 営	東京モーターショー 東京ビッグサイト事務局 (㈱東京ビッグサイト)	〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 TEL 03(5530)1369,FAX 03(5530)1222 E-Mail:tms@tokyo-bigsight.co.jp
保税 展示	(株)石川組 国際部	〒140-0011 東京都品川区東大井4-14-2 TEL 03(3474)8102, FAX 03(5460)9841 E-mail: igl-exhi@ishikawa-gumi.co.jp http://www.ishikawa-gumi.co.jp
清掃操物処理	(株)ビッグサイトサービス	〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 TEL 03(5530)1290(清掃事業部) FAX 03(5564)5430 http://www.bigsight-services.co.jp/
小 間 内 で の食品の取扱い	江東区保健所	〒135-0016 東京都江東区東陽2-1-1 TEL 03(3647)5882(生活衛生課) FAX 03(3615)7171 http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/hoken/
防 炎 性 能 確 認 試 験	公益財団法人 日本防炎協会 技術部	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル9F TEL 03(3246)0624, FAX 03(3271)1692 http://www.jfra.or.jp/form/reterence.html http://www.jfra.or.jp

2-1 出展者の資格

TOKYO CONNECTED LAB 2017は、次の資格を有し、事務局の認めた者のみ出展することができます。

- 1) モビリティサービス、次世代モビリティ、都市、住宅、環境、エネルギーに関する、様々な製品・技術・システム・サービス等を取り扱う企業及び団体
- 2)破産・民事再生法または会社更生法の手続き中である者、または金融機関から当座取引停止処分を受けている者の出展は出来ません。また、事務局が上記に等しいと認めた場合も同様とします。
- 3)暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等(総称して「反社会的勢力」という。)の出展は出来ません。
- ※ 外国の出展資格者は日本国内の代理者を通じて出展をすることができますが、この場合は製造業者の証明を要します。
- ※ 代理者(事務局の認めた団体を含む)を通して申し込む場合には、事務局は代理者を通じて連絡を行ない、代理者は全てに対し責任を負うものとします。

2-2 出展料

出展料は出展部門毎に下表の通りとします。なお、出展料は全て日本円でお支払い下さい。

出展部門	単位	金額 (消費税込)	備考
1) TOKYO CONNECTED LAB 2017 (主催·共催団体正会員)	1 小間 = 約9㎡	403,704円 ㎡ 申込小間数は偶数	申込小間数は偶数単位とします。
2) TOKYO CONNECTED LAB 2017 (上記以外のもの)	(2.97m×2.97m)	487,620円	(最低申込小間数は2小間)

- 1) 一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車車体工業会、一般社団法人日本自動車部品工業会、一般社団法人日本自動車機械器具工業会の正会員、又は日本自動車輸入組合の組合員
- 2) 上記団体非会員、又は非組合員

なお、ショー終了後、収支差が生じた場合は、一般社団法人日本自動車工業会の出展会員による実費精算とします。

2-3 出展申込、出展料精算

1) 出展由认

出展申込は本規程の記載事項を了承の上、東京モーターショー・オフィシャルWebサイトの出展申込フォームにアクセスし、必要事項を入力するとともに、プリントアウトした出展申込書に社印を捺印の上、2017年(平成29年)4月7日(金)までに事務局へ提出して下さい(FAX不可)。事務局が出展申込書を受領後、出展申込金(申込面積の50%相当額(消費税込))の請求書を発行しますので、請求書に記載された金額を支払期日までに精算して下さい。

- (1)申込小間数は偶数単位とします(最低申込小間数は2小間)。
 - 但し、共同出展の場合は合計小間数が偶数単位であれば、一社1小間から申し込むことができます。
- (2)申込金の領収書は希望により、入金確認後発行します。
- (3)申込金は申込面積取得の保証にはなりません。
- (4)申込金は小間割決定後、出展料に算入しますが、申込状況によっては希望面積を取得できない場合や、面積が全く取得できない場合もあります。決定面積に応じて過払いが生じた際は差額を精算します (但し、利息はつけません)。
- (5)共同出展や隣接配置を希望する場合は、その対象となる出展者名をWebの出展申込フォームに入力して下さい。 両者 から同意がある場合、 可能な範囲で希望を考慮した小間割を行ないます。 但し、 出展申込締切日を過ぎてからの申し出 は、 一切お受けできません。
- (6)事務局は、申込み受付の保留、拒絶、面積の制限をしてもその理由を示しません。
- (7)担当者の連絡先等が変更になる場合は必ず事務局に届出て下さい。

2) 出展料の精算

小間割決定後、決定小間面積に応じた出展料(消費税込)から、申込金を差し引いた額の請求書を発行しますので請求書に記載された支払期日までに精算して下さい。出展申込者はこれにより小間使用の権利を取得します。

3) 出展の取消し

- (1)出展申込を取消す場合は、事務局に事前連絡の上、「出展申込取消通知書(書式任意、理由を明記のこと)」を提出して下さい。
- (2)事務局は次に該当する出展者に対し、出展を取消す場合があります。
 - ① 請求書に記載された支払期日までに、出展料を精算しない場合。
 - ② 搬入期間最終日の2017年(平成29年)10月24日(火)0:00までに小間の使用を開始しない場合。
 - ③ 出展申込後に2-1-2) 又は2-1-3) 項に該当することが判明した場合。
- (3)出展の取消し、もしくは取消された出展者に対する出展取消料等の扱いは以下のとおりとします。
 - ① 出展の取消し、もしくは取消された出展者(出展代理者を含む)は、下記に定める出展取消料を事務局に直ちに支払うものとします。なお、既納の出展申込金および出展料は、出展取消料の一部として算入後、過払いが生じた際は差額を精算します。(但し、利息はつけません)

「出展申込取消通知書」を受領した時期	出展取消料
出展申込締切後から小間面積決定通知発信前日まで	出展申込金(申込面積の50%)の1/2
小間面積決定通知発信日以降	出展料(決定面積の100%)

② 2-1-2) 又は2-1-3) 項により出展を取り消した場合は、事務局はこれによって生じた事務局の損害を当該出展者に請求することがあります。また、事務局はこれによって当該出展者に損害が生じても一切の責任を負いません。

4)振込口座

出展申込金、出展料、出展取消料等のお支払いは銀行振込とし、下記の指定口座に振込みをして下さい。なお、手数料は出展申込者の負担とし、通貨は全て日本円とします。

取引銀行名:三菱東京UFJ銀行 新丸の内支店(店番422)

銀行口座名:普通4344678 一般社団法人日本自動車工業会

2-4 小間の割当

- 1)出展者の小間の割当および小間面積は、出展申込締切後、割当可能面積を前提にこれまでの出展実績を勘案し、事務局が調整し決定します。
- 2) 小間は1小間単位(約9㎡)の割当ではなく、割当小間数相当分の面積で割り当てる場合があります。
- 3) 出展者は小間の割当に対して苦情の申し出は一切できません。
- 4) 小間決定後、なお小間に余裕が生じた場合(取消によって空白となった小間等)は再度割当てをする場合があります。
- 5) 出展者は、割当てられた小間の全部または一部を、有償、無償にかかわらず第三者に譲渡、貸与することはできません。また、出展者相互間において交換することもできません。
- 6) 小間割決定後であっても重要な理由に基づく場合には、小間割を一部変更することがあります。出展者は、この変更を理由に出展の取消しや賠償請求等苦情の申し立てはできません。

2-5 出展物の条件

1) 出展物は、原則として出展者自身が製造した製品及び独自の技術、システム、サービス等とし、下表の通りとします。

	次世代モビリティ、IoT、ICT、物流、社会インフラ、交通インフラ、都市、住宅、環境、エネルギー、金融・保険、先進素材に関わる製品・技術・システム・サービスなど。
--	---

参考:その他部門の出展条件

× 3 : 0 : 10 Al : 3 : 1 Al 20: 1111	
乗用車部門	国土交通省自動車登録規則(第3章第13条2項)による分類番号3・5・7ナンバーの車両(軽自動車を含む)、及びそのエンジン、シャシ、付属品。なお、分類番号1・2・4・6・8ナンバーの車両(軽自動車を含む)及びエンジン、シャシ、付属品も展示可能
商用車部門	国土交通省自動車登録規則(第3章第13条2項)による分類番号 1・2・4・6・8 ナンバーの車両(軽自動車を含む)及び、そのエンジン、シャシ、付属品。なお、分類番号 3・5・7 ナンバーの車両(軽自動車を含む)を展示する場合は 1 社 3 台以下とします。
二輪車部門	モーターサイクル、スクーター、モペット、及びそのエンジン、付属品、電動アシスト自転車。その他、スノーモービル、パーソナルウォータークラフト等を展示する場合は特別出展物として1社5台以下(市販品のスペック・価格表示は可)とします。
カロッツェリア部門	コンセプトカー(プレゼンテーションカー)、少量生産のオリジナルカー。
車体部門	自動車車体、福祉車両、トレーラ、及びその装置、付属品。
部品·機械器具部門	乗用車・商用車・二輪車及び車体の部品、用品、素材及び機械器具で、「2-15出展分類表」に適合した製品。その他事務局が認めた製品。
自動車関連サービス部門	情報提供サービス(テレマティックス)、充電、カーシェアリング、ロードサービス、自動車保険、その他の自動車関連サービス。

2) 展示装飾としての展示

- (1) 積載例として、車両或いは商品等の積載を行なう場合は、展示車両の荷台へ積載することに限定し、その積載物についての表示(製造者名、車名、スペック、広告等)は一切禁止します。
- (2) 自社製品でない乗用車・商用車・二輪車及び車体を使って展示する場合は、装飾としての展示に限るものとし、下記の条件を厳守して下さい。
 - ① 乗用車・商用車・二輪車・車体(1/1スケールモデル、カットシャシ、カットボディ等を含む)の使用は、「製品をより分かりやすく展示するための手段」に限定し、来場者の誘致等を目的として使用することを禁止します。
 - ② 使用する乗用車・商用車・二輪車・車体の当該車種に関する説明や宣伝をすることを禁止します。

2-6 出展物の販売契約

出展物の販売契約は自由です。但し、即売は厳禁とします。また、売約済の表示をしたり、購入者の名前、販売数量等を表示したりすることも禁止します。

2-7 模倣品・偽造品の展示等の禁止

- 1) 第三者の知的財産権(特許権、商標権、意匠権、著作権等を含みますが、これらに限りません。また、外国における権利を含みます。)を侵害する物品(以下「模倣品・偽造品」という。)を、展示し、配布し又は上映することその他一切の行為は、禁止します。
- 2) 出展物その他の物品が模倣品・偽造品に該当し又は該当する可能性が高いと事務局が判断した場合、事務局は、その 裁量により、当該物品の撤去その他の措置を取ることができるものとします。また出展者は、かかる事務局の措置に異議を 述べないものとします。
- 3) 出展者は、出展物その他の物品が模倣品・偽造品に該当するか否かに関して事務局が行なう調査に、協力するものとします。
- 4) 出展物の知的財産権に関する紛争は、出展者の責任において解決するものとします。

2-8 ショー会場及び小間の展示・装飾

- 1)ショー会場の全般的な装飾(出展者の基礎小間、及びその他案内表示、共通通路カーペットの施工等)は、事務局が行ないます。
- 2) 個々の小間の装飾は、それぞれの出展者が行なって下さい。出展者は東京都火災予防条例に基づき制定された諸規程に従って下さい。

2-9 諸経費の負担と精算

事務局による施工を除いて、出展者の行為に属する費用(出展物の搬入搬出、展示、実演、撤去、廃棄物処理等)はすべて出展者の負担とします。出展者及び代理者は、アンカーボルト使用料、消防設備(煙感知器・消火設備)、電気使用料、通信設備など、事務局に支払うべき経費がある時は、指定期日までに日本円で精算しなければなりません。 ※詳細は「2-17諸経費一覧」を参照して下さい。

2-10 来場者の保護並びに出展物の保全・維持管理

- 1) 事務局は、来場者の保護並びに会場全般の管理のため、管理要員及び警備員の配置等の対策を講じますが、出展者は開場時間中、必ず自己の小間に常駐し、来場者の応対、出展物の保全、維持管理に当たらなければなりません。
- 2)特に、土・休日等の混雑時を想定した小間の設計、来場者動線の確保、一方通行誘導等の雑踏対策を講じて下さい。
- 3)出展者は、小間内の管理責任者、火元責任者を選任し、2017年(平成29年)9月1日(金)までに所定の「小間内責任者届」(Webオンラインページ)より届出を行なって下さい。
- 4)搬入搬出期間を含めた期間中、火災・事件・事故・盗難・損傷等のあらゆる損害について、事務局はその責任を一切負いません。出展者は控室の施錠や傷害・損害保険への加入など必要な予防措置を講じて下さい。
- 5)万一事故が発生した場合は、直ちに事務局に届出ると共に、出展者の責任において解決しなければなりません。
- 6) 展示施設は地震発生時でも、転倒、落下、移動等により来場者の避難及び消防活動等の初動処置の障害とならないよう、安全な施工を行ない、また確認をして下さい。

2-11 会期及び開場時間の変更

事務局が特に必要と認めたときは、会期及び開場時間を変更することがあります。この場合、変更によって生じた損害は補償しません。また、この変更を理由に出展申込の取消しをすることはできません。

2-12 開催の中止及び開催内容の変更

1) 開催の中止

天災、事変、または十分な出展申込がないなどのやむを得ない事由があるときは、ショーの開催を中止することがあります。ショー会期前に中止を決定した場合に限り、事務局は弁済すべき必要経費を差引いた後、残った金額については支払済の出展料の割合に応じて出展者に返還します。但し、中止によって出展者に損害が生じた場合であっても、その名目の如何を問わず、事務局は一切補償しません。

2) 開催内容の変更

(1)会期及び会場規模の変更

天災、事変、または十分な出展申込がないなどのやむを得ない事由があるときは、ショーの会期及び会場規模を変更することがあります。但し、ショーの会期及び会場規模の変更によって出展者に損害が生じた場合であっても、その名目の如何を問わず、事務局は一切補償しません。

(2)出展部門の廃止

事務局は、TOKYO CONNECTED LAB 2017に関して、十分な出展申込がないなどのやむを得ない事由がある場合、出展部門を廃止することがあります。事務局が、出展部門を廃止した場合に限り、弁済すべき必要経費を差引いた後、残った金額については支払済の出展料の割合に応じて出展者に返還します。但し、出展部門の廃止によって出展者に損害が生じた場合であってもその名目の如何を問わず、事務局は一切補償しません。

2-13 出展者ニュース

出展者への連絡事項、各種申込書類等は、原則、東京モーターショー・オフィシャルWebサイトに掲載する「出展者ニュース」にてご案内します。なお、会期中、会場で発行される「出展者ニュース」に関しては、出展者小間に書面で届けると同時に東京モーターショー・オフィシャルWebサイトに掲載します。

2-14 入場券・入門証

会場への入場は次の方法によります。

1)入場券

(1)プレビューデー (10月27日(金))

※消費税込

対 象	金 額
一般(中学生以上)	3,500円
小学生以下(要保護者同伴)	無料

(2)一般公開日(10月28日(土)~11月5日(日))

※消費税込

※消費稅込

対 象	当日券	前売券 団体券(20名以上)	アフター4入場券*
— 般	1,800円	1,600円	900円
高校生	600円	500円	300円
中学生以下		無料	
障がい者手帳 をお持ちの方 (要手帳提示)	本人及び付添者1	名(車いす利用者の場合	ふ、2名まで)無料

出展者前売入場券**

- * アフター4入場券:日曜を除く16時00分以降入場可(当日会場売)
- ** 出展者前売入場券の販売方法等詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。

2) 招待券

出展者には各種「招待券」を配布します。

「招待券」の券種及び割当基準等詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。

3) 出展者入門証

会期中及び搬入搬出期間中有効の「出展者入門証」を、事前に次の割合で無償配布します。会場入場にあたっては、この入門証をはっきりと提示して下さい。

出展部門	無償配布枚数
TOKYO CONNECTED LAB 2017	出展小間数 1小間につき 6枚

[※]出展者入門証が不足の場合は有償にて追加購入ができます。詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。

^{※「}出展関係業者バッジ」については「4-1搬入搬出、7)」を参照して下さい。

2-15 出展分類表

分 類	出展部門	出展内容(例示)
	TOKYO CONNECTED LAB 2017 A項/モビリティサービス	モビリティがあらゆるモノと"つながる"ことで生み出される、人々のライフスタイル、趣味・嗜好、地域特性に合わせた、様々なサービス
第9類	B項/次世代モビリティ	最先端技術や情報通信システムと"つながる"ことでもたらされる、新たなモビリティやドライビングシステムなど。
	C項/都市・住宅	都市や住宅、くらしと"つながる"モビリティの新しい役割を創出する、都市インフラ、都市交通システム、情報提供サービス、住宅システムなど。
	D項/環境・エネルギー	モビリティが家庭から都市、地域までのエネルギーシステムと"つながる"ことで実現するスマートコミュニティやエネルギーソリューション、など。

参考:その他出展部門

分 類	出展部門	出展内容(例示)				
第1類	乗用車	乗用車及びそのエンジン、シャシ、付属品				
第2類	商用車	商用車及びそのエンジン、シャシ、付属品				
第3類	二輪車	モーターサイクル、スクーター、モペット及びそのエンジン、付属品、電動アシスト自転				
第4類	カロッツェリア	コンセプトカー(プレゼンテーションカー)、少量生産のオリジナルカー				
第5類	車体	自動車車体、トレーラ、福祉車両及びその装置並びに付属品				
	部品 A項/ エンジン部品	ピストン、ピストン・リング、シリンダ・ライナ、エンジン・ガスケット及びパッキング、エンジン・バルブ、バルブ・ロッカー・アーム及びシャフト、バルブ駆動部品及びカム・シャフト、軸受メタル、燃料ポンプ、気化器、ディーゼル用燃料噴射装置、ディーゼル用燃料噴射ノズル、ガソリン燃料噴射ノズル(インジェクター)、燃料フィルタ、エア・クリーナ、エアクリーナ・エレメント、マニホールド過給器(ターボチャージャ及びスーパーチャージャ)、オイル・ポンプ、オイル・フィルタ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ、サーモスタット、オイル・クーラ、ファン及びファンクラッチ、触媒装置、その他排気浄化装置部品、ホース類、エギゾーストパイプ及びマフラ、その他のエンジン部品				
第6類	B項╱ 電装・計器・ 照明部品	始動電動機(スタータモーター)、充電発電機(オルタネータ)、磁石発電機(マグネトー)、配電機(ディストリビュータ)、イグニッション・コイル、スパーク・プラグ、グロー・プラグ、エンジン制御装置、電気モーター、インホイールモーター、インバータ、走行・変速関係電子装置、ブレーキ関係電子装置、電子部品及びセンサー類、リモート・キー及び同システム、前照灯(ヘッドランプ)、信号・標識灯、その他灯器、スピード・メータ類、ワイパ・モーター及び各種モーター、ワイパ・アーム、ブレード及びリンク機構、ウインドシールド・ウォッシャ、ホーン及びブザー類、ステアリング・ロック、スイッチ類、フラッシャユニット及びリレー、ソレノイド、盗難防止装置、バッテリ、高圧電線・低圧電線、ワイヤー・ハーネス、その他の電装・計器・照明部品				

分 類	出展部門	出展内容(例示)					
	C項/ 走行関係部品 (駆動・伝達・操縦・ 懸架・制動部品)	クラッチ・カバー、クラッチ・ディスク、クラッチ・フェーシング、手動トランスミッション、トランスミッション用部品、自動トランスミッション、ステアリング・シャフト、チューブ及びリンク機構部品、ステアリング・ホイール、ステアリング倍力装置、タイロッド・エンド、フロント・アクスル、等速ジョイント、プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、デファレンシャル・ギヤー、リア・アクスル、ハブ・ボルト及びナット、ブッシュ類、オイルシール、シフトレバー、ペダル類、コントロール・ケーブル、その他の駆動・伝導・操縦装置部品、リーフ・スプリング、コイル・スプリング、ショック・アブソーバ、サスペンション・ストラッド、トーションバー及びスタビライザ、その他懸架装置付属部品、ドラム・ブレーキ装置、ディスク・ブレーキ装置、エアブレーキ装置、ブレーキ・カイング、ブレーキ・シュー、ディスクパット、ブレーキ・ホース、ブレーキ・パイプ、ブレーキ用バルブその他ブレーキ装置付属部品、その他の走行関係部品					
第6類	D項/ 車体·内装部品	乗用車用プレス部品、トラック・バス用プレス部品、シャシ・フレーム、 ダッシュボード及びパネル、バンパ、燃料タンク、装飾品類及びモール類、自動車用ガラス 窓わく、ウエザストリップ、ウインドゥ・レギュレータ、ドアハンドル及びロック、 ドアヒンジ及びチェッカ類、シート及びシートスプリング、シート付属部品、シートベルト、 エアバッグモジュール及び同付属部品、内装品類、ミラー装置、防振ゴム、その他の車体 品、素形材、その他の車体・内装部品					
	E項/ 情報関連部品、用品	カーラジオ、カーステレオ、カーナビゲーション機器、ETC車載機、冷房装置、暖房装置、 チャイルドシート、ヘルメット、ルーフ・キャリア、自動車用塗料、その他の情報関連部品、 用品					
	F項/ タイヤ、ホイール	タイヤ、ホイール、ホイールキャップ					
	G項/ 政府、団体	政府•団体等					
	機械器具 A項/機械	ボーリング・ホーニングマシン、スチームクリーナ、ルブリケータ、オートリフト、 その他の自動車用整備機械					
ht - VT	B項/工具	プライヤ、レンチ類、ドライバ、スパナ、リーマ、その他の自動車用整備工具					
第7類	C項/テスタ	エンジンアナライザ、ブレーキテスタ、ヘッドライトテスタ、排出ガス測定器、 その他のテスタ類					
	D項/用品	スクリュージャッキ、ゲージ類、洗浄装置、その他の用品					
第8類	自動車関連サービス	情報提供サービス(テレマティックス)、充電、カーシェアリング、ロードサービス、自動車保険、その他の自動車関連サービス					

2-16 提出書類一覧

区分	規程	登録項目	内容
			一次締切:出展台数、ワールドプレミア・ジャパンプレミア台数の入力
-	-	出展物リスト	最終締切:上記の他、特徴など含む全ての情報を入力。
			メディア対応部署リスト
	-	プレスリリースリンク掲出登録	東京モーターショーWebサイトとのリンクを希望する場合(無料)
	-	宣伝印刷物申込	ポスター、事前広報パンフレットの申込
			出展·展示関係
-	2-10	小間内責任者届	小間内の管理責任者、火元責任者の登録
-	-	小間内装飾業者届	小間内装飾業者及び工事責任者の登録
	3-4	小間設計図届	平面図、立面図の提出
	4-1	計画搬入出調査書	搬入出車両の予定台数等に関する調査書を提出
	4-2	保税貨物明細	出展物等を保税扱いする場合
	4-3	小間内清掃・ワックス清掃申込	小間内清掃、ワックス清掃サービスを利用する場合
	5-1	施設天井照明変更申込	天井吊下げ施工に伴い、自社小間内の垂直上に位置する施設天井照明の 消灯を希望する場合
	5-3	アンカーボルト使用届	アンカーボルト施工を行なう場合
	5-5	天井構造物設置届	天井構造物を設置する場合
	5-6	二階建施設設計図届	二階建施設を設置する場合
	5-7	天井吊下げ施工届	天井吊下げ施工を行なう場合
	5-8	禁止行為解除承認申請	裸火・危険物の使用、持込み
	5-8	無線式煙(熱)感知器・消火 器使用申込	煙感知器・消火器の設置をする場合
	6-1	電気使用申込	電気使用の申込、電気工事設計図の届出
	6-1	電気工事落成届	電気工事完了後の落成届の提出
	6-3	臨時通信設備使用申込	小間内で一般電話、ISDN回線、光高速通信回線を使用する場合
	6-4	アンテナ使用申込	地上デジタル放送、デジタル衛星放送を受信する場合
•	-	サイン掲出ロゴ届	会場内誘導サイン用のロゴ掲出
	7-1	運営計画書	会場周辺で個別イベント(試乗会等)を行なう場合
	7-2	ワイヤレスマイク使用届	ワイヤレスマイクを使用する場合
	7-4	調査・アンケート実施届	小間外でアンケートを実施する場合
	7-6	食品取扱届	小間内で飲食物を供する場合、江東区保健所に提出
	-	小間内用カーペット購入申込	共通通路と同材質のカーペットを購入する場合
		7	場及び招待者用品
	-	公式行事参加申込	開会式、祝賀レセプションへの参加登録
	2-14	出展者入門証追加申込	無償配布分以外に追加購入する場合
	4-1	出展関係業者バッジ申込	出展関係業者バッジの購入
	-	出展者前売入場券、封筒、自動 車ガイドブック引換券の申込	出展者価格の前売入場券、ショーロゴ入封筒、自動車ガイドブック引換券(ショー会場内のみ利用可能)を購入する場合
	-	自動車ガイドブック現物申込	自動車ガイドブック(Vol.64)現物の購入
	-	食事券申込	会場及び周辺で利用可能な食事券の購入
	-	地下駐車場パスカード申込	会議棟および東展示棟の地下駐車場を利用できる日付指定の駐車券の購入

- ・各種提出書類(Webオンラインページ)の詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。
- ・「区分」欄の■は全出展者必須の提出書類、●は乗用車、商用車、二輪車部門のみの提出書類、□は乗用車、商用車、二輪車、車体部門、TOKYO CONNECTED LAB 2017必須の提出書類です。
- ・ TOKYO CONNECTED LAB 2017へ出展をされる方は■と□のついた書類とその他必要な書類をご提出ください。

2-17 諸経費一覧

区分	型 規 項 日 目		出展部門 CONNECTED LAB 2017	単 価(消費税込)	備 考
出展	2-2	出展料		TOKYO CONNECTED LAB 2017 (主催·共催団体正会員) 403,704円/小間 TOKYO CONNECTED LAB 2017 (上記以外) 487,620円/小間	
	4-3	小間内清掃・ワックス清掃	Δ		単価は別 途ご案内
	5-3	アンカーボルト使 用 料	Δ	1,080円/本	歴 (米内)
	5-8 無線式煙(熱)感知器		Δ	32,400円/基	
	5-8	消火器	Δ	4,320円/本	
	6-1 電気幹線丁事費		Δ	電灯・動力とも 1,944円/0.1kW	
出展・	6-1	電気使用料	Δ	電灯・動力とも 1,880円/0.1kW	期間を通 して
展示	6-3	一般電話使用料	Δ	10,800円/台	国際通話 料、超過
	6-3	ISDN回線使用料	Δ	54,000円/回線	通話料は 除く
	6-3	 光高速通信回線使用料	Δ	最大10Mbps 75,600円/回線	
	0 5		Δ	最大100Mbps 108,000円/回線	
	6-4	アンテナ 設 備 費	Δ	地上デジタル放送・衛星放送(BSデジタル) 75,600円/波	
	2-14	出展者前売入場券	Δ	820円/枚	
招入	-	招待用封筒	Δ	20円/枚	
招待者 用品 び	-	自動車ガイドブック引換券	Δ		単価は別 途ご案内
品が	2-14	出展者入門証	Δ	無償配布枚数で不足の場合 3,000円/枚	
	4-1	出展関係業者バッジ	Δ	100円/個	

- 注) 1. 振込手数料は出展者の負担となります。
 - 2. 各種申込(Webオンラインページ)の詳細については、2017年(平成29年)7月上旬に「出展者ニュース」にてご案内します。
 - 3. TOKYO CONNECTED LAB 2017エリアである西 4 ホールでは、給排水設備の設置は出来ません。

3.TOKYO CONNECTED LAB 2017に関する規程

3-1 展示構成について

展示にあたっては、来場者の安全確保とスムーズな動線の設定、ホール全体の視界、隣接出展者への影響等に十分配慮し、来場者にとって快適な展示構成に努めて下さい。

1) 小間の基本構造

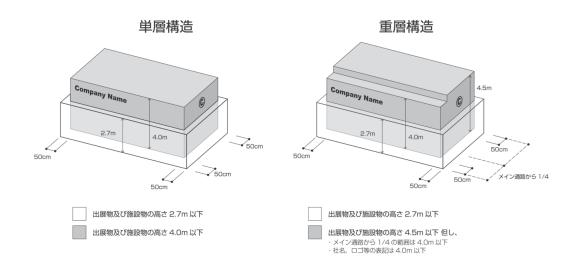
- (1)事務局が施設する基礎小間は、「システムパネル」構造とし、隣接小間との境界に設置します。1小間の大きさは、原則として1小間あたり間口2.97m×奥行2.97m×高さ2.7mとし(詳細は「3-3基礎小間図」参照)、申込及び割当は共同出展を除き偶数単位(最低小間数は2小間)とします。但し、会場レイアウトの都合により、割当小間数相当分の面積で割当てる場合があります。
- (2)出展者は、事務局の承認なしに基礎小間の移動、または構造の変更をすることを禁止します。
- (3)基礎小間(システムパネル)へ直接施設物を取り付ける場合は、カッティングシートの貼付等で原状回復が可能なものに限ります(禁止例:基礎小間を損傷する釘、鋲、穴開け、切断等)。ショー終了時には原状回復し、残置して下さい。損傷または紛失した場合の損料は出展者の負担とします。

2) 高さ制限

出展物及び施設物の高さ制限は以下の通りとします。

区分	セットバックの範囲	高さ制限			
区刀	ピッドバックの配面	セットバックの外側	セットバックの内側		
単層構造	小間仕切線(壁面小間の既存壁面に 沿った面を除く)より50cm以上	2.7m以下	4.0m以下		
重層構造	小間仕切線(壁面小間の既存壁面に 沿った面を除く)より50cm以上	2.7m以下	4.5m以下。但し、 ・メイン通路から1/4までの範囲は 4.0m以下とする ・社名・ロゴ等の表記は4.0m以下と する		

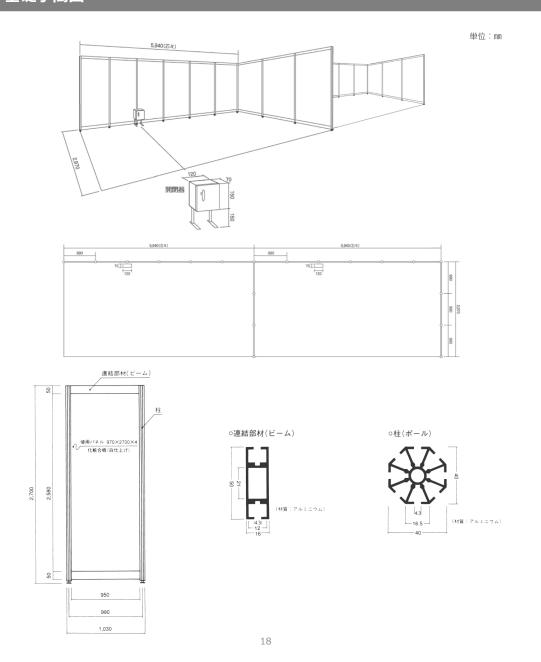
- (1) 重層構造(二階建施設を含む構造)は、10小間以上(共同出展者は、その合計小間数を基準とする)に限り設置することができます。施工については、「5 6 二階建施設」の設置条件を厳守して下さい。
- (2) 基礎小間取付用付属部品を使用して、基礎小間上端に取り付ける照明器具及びスピーカーは、セットバックの外側の高さ制限に関わらず、設置できるものとします。
- (3) 展示場壁面沿いに小間が配置された出展者でブース背面に他のブースがない場合については、壁面小間として扱う場合があります。壁面小間の詳細につきましては展示規程図(小間割決定後に展開)にてご案内します。
- (4) 西展示棟における低天井部分の壁面小間については、3.8m以上の施設物を設置すると、消防設備(スプリンクラー)に影響が発生する場合があります。この場合は、施工計画の変更が必要になりますので、出展者は企画・設計が変更可能な段階で事務局に相談し、指示に従って下さい。



3-2 施設物の制限

- 1)床
 - (1)小間内はバリアフリーに配慮した設計または運営計画として下さい。 (2)来場者が通行する床を床上げする場合は、角の処理など躓き防止の安全対策を講じて下さい。
- 2) 照明 出展物に対する照明は自由としますが、火傷・躓き等来場者の危険防止には充分留意して下さい。
- 3) 既設建物の利用 既設の建物より、出展物、装飾施設物等を吊下げ、またはこれらにもたせかけることを禁止します。
- 4)柱の利用 小間内の既設の柱を装飾する場合は、「 3 – 1 – 2)高さ制限」を厳守するとともに、排煙窓開閉装置のある場合 は操作が可能な状態にして下さい。なお、柱に直接装飾を施工することはできません。

3-3 基礎小間図



3-4 小間設計図の提出

出展者は企画・計画が変更可能な段階で、所定の「小間設計図届」(Webオンラインページ)より届出を行うとともに、下記資料を事務局に2部提出し、その承認を得てください。但し、最終提出期限は2017年(平成29年)9月1日(金)とします。なお、承認された資料が変更された場合は、速やかに資料を提出し、改めて承認を得てください。

「小間設計図届」

- 平面図、立面図(施工物・展示物の位置が分かるもの)で縮尺、寸法の明確なもの。
- ※展示機器、部材、素材の名称を表示してください。
- ※言語は日本語または英語とします。
- ※プレスデー、特別招待日、オフィシャルデー、一般公開日で展示物の配置等を変更する場合にはそれぞれ図面を提出してください。

4-1 搬入搬出

第45回東京モーターショー2017では、作業の円滑化と会場の混雑緩和のため、「計画搬入出」を実施します。事務局は、搬入搬出に関する総合窓口として物流デスクを設置し、出展者の対応を行ないます。なお、詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。

※計画搬入出とは

2017年(平成29年)9月1日(金)までにWebオンラインページより届出していただく「計画搬入出調査書」に基づき、 事務局にて各出展者の搬入搬出開始日及び時間を指定します。指定時間より前に、車両(フォークリフト・トラック等)の 乗り入れはできません。

1)搬入期間

出展物の搬入及び展示施設の施工期間は次の通りとします。但し、「計画搬入出」により開始時刻は以下の時間どおりにならない場合があります。

TOKYO CONNECTED LAB 2017 2017年(平成29年)10月22日(日)8:00~24日(火)18:00	TOKYO CONNECTED LAB 2017	2017年(平成29年)10月22日(日)8:00~24日(火)18:00
--	--------------------------	---------------------------------------

2)搬出期間

ショー終了後の出展物及び施設物の搬出期間は、次の通りとします。但し、「計画搬入出」により開始時刻は以下の時間どおりにならない場合があります。

(平成29年) 11月5日 (日) 20:00~6日 (月) 18:00
(

※出展者の搬出時刻までに撤去されない出展物及び施設物については、事務局で適宜処分し、その撤去費用は 出展者の負担とします。

3)搬入搬出期間の作業時間

原則として8:00より18:00までとします。作業の都合上やむを得ず作業を延長する場合は、当日の17:00(早朝の場合は前日の17:00)までにホール事務局に届け出て下さい。

4) 会期中の搬入搬出及び施丁

会期中特別に出展物の搬入搬出を行なう場合は、ホール事務局に報告して下さい。小間内での作業でも開場時間中の作業は認められません。作業は閉場30分後から開場1時間前の開場時間外に行なって下さい。

- (1)出展車両の入替などを行なう場合は、共通通路カーペット等を汚損しないよう養生して下さい。
- (2)エンジンを始動して車両を移動する場合は、安全・換気に留意して最小限度の範囲で行なって下さい。

5) 深夜時間帯の残業(有料) について

搬入搬出期間を除く、会期中の深夜時間帯の残業は有料とします。

(1)対象期間 : 2017年(平成29年) 10月30日(月) 22:00~11月5日(日) 7:00

(2)対象時間 : 22:00以降、翌朝7:00までの間

(3)残業単価 : 10,800円/時間(消費稅込)

- ※ホール事務局への届出制とし、後日出展者に請求します。
- ※残業申請時間内はホール照明を半灯とし、終了時刻をもって消灯とします。

6)作業上の留意事項

- (1)作業にあたっては出展者の立ち会いを条件とします。運送業者等に委託する場合も同様とします。
- (2)作業は原則として小間内で完結するものとし、共通通路の占有、施工に伴う臭気、粉じん等により他に迷惑を及ぼさないようにして下さい。
- (3)重量物の搬入搬出・据付設置にあたっては、「5-4重量物の展示」に基づき床面に集中荷重がかからないよう分 散措置をして下さい。特にクレーン車等は車両固定装置を直接床面に接して作業することはできず、この場合は必ず 養生板を敷いて下さい。なお、展示ホール内のピット蓋部分には車両固定装置の設置を禁止します。
- (4)会場内は禁煙です。喫煙は所定の喫煙所を利用して下さい。
- (5)塗料等の危険物の持込みは補修用等、一部の塗料に限定し、必要最小限として下さい。また、塗装作業時はその周辺を火気厳禁とするとともに、消火器を準備して下さい。
- (6)アセチレン、アーク溶接等を用いて作業する場合は、消火器を準備するとともに、火花の飛散する範囲には可燃物を 置かないで下さい。
- (7)通路、避難口、消防用設備の使用障害となる付近には、装飾用資材等を集積しないで下さい。

- (8)作業に従事或いは作業場内に立ち入る場合は、必ず安全帽、安全靴、高所作業時には安全帯等を着用し、事 故のないよう十分注意して下さい。
- (9)フォークリフトや高所作業車等の運転は、日本国内で有効な資格(海外で発行された国際免許は含みません)を 有している者のみが行ない、安全運転には十分留意して下さい。無資格運転は労働安全衛生法により禁止されて おり、出展者におかれましては法令遵守の徹底をお願いします。
- (10)施工終了後は、展示ホール壁沿いに台車、はしご、ローリングタワー、資材箱、工具箱、塗料等の放置が無いよう、 管理を徹底して下さい。
- (11)搬入期間における会場内の様子を、カメラ・携帯電話・スマートフォン等により撮影することやSNS(ソーシャルネット ワーキングサービス)・ブログ等へ投稿することは、出展物の情報漏洩防止のためご遠慮下さい。出展者は、従業員・係員・作業員等に周知徹底をお願いいたします。但し、出展者による自社ブースの記録用の撮影や主催者もしくは主催者が業務を委託している者の記録用の撮影は除きます。

7) 出展関係業者バッジ

- (1)会場内で作業にあたる作業員は、事務局指定の「出展関係業者バッジ」を常時着用して下さい。
- (2)出展関係業者バッジの事前購入(消費税込1個100円)は、所定の書式(Webオンラインページ)よりお申込下さい。
- (3)有効期間:搬入搬出期間、プレスデー及び会期中の開場時間外(閉場30分後から開場1時間前まで)

8) 自社小間への荷物の送付

物品等を会場に送付する場合は、送り状に小間番号、担当者の会場での連絡先を明記の上、出展各社で直接お受け取り下さい。事務局では物品の預かり・保管は一切できません。

〒135-0063 東京都江東区有明 3-11-1 東京ビッグサイト

東京モーターショー

○○ホール 小間番号○○○

出展者名○○○○○○

担当者名〇〇〇〇

携帯電話 ○○○-○○○-○○○

※宛先には必ずホール名・小間番号・社名・受渡日時をご記入下さい。

9)搬入搬出車両

- (1)車両の経路
 - ※搬入搬出車両の入場等、詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。
- (2)西3・4ホール搬入・搬出口のスロープ利用規制

会場へ車両を乗り入れる際のスロープ通行は、荷崩れ・スリップなどによる事故防止のため、下記のことを必ず厳守して下さい。

- ①通行可能車両は車両総重量10t(自重+積載重量≤10t)までとします。
- ②上り・下り車線とも、前の車両がスロープを通過したことを確認してから、通行して下さい。
- ※スロープ幅員7.2m(片側3.6m)最大傾斜角13.1%(7.5°)
- (3)人員輸送車両

人員輸送のための車両(バス、乗用車、二輪車)は搬入搬出期間、会場内への乗り入れ及び駐車は禁止します。 最寄りの駐車場を利用して下さい。

(4)開場時間中の会場内への車両乗入れ

開場時間中は下記の例外を除いて、敷地内への作業車両の乗入れ及び駐車を禁止します。

種別	車両乗り入れ	駐 車	備考
緊急作業等の車両	可	可	
出展関係者駐車券を 提示の関係者車両	可	可 (但し所定のエリアのみ)	出展関係者駐車券の割当については別途出展者 ニュースでご案内します。
ケータリング車両	可		納品物は出展者出入口で受け取り、ホール内へは 手運びもしくは手押し台車等で搬入して下さい。
配達車両 (宅配便、弁当 等)	可	不可	納品物は出展者出入口で受け取り、ホール内へは 手運びもしくは手押し台車等で搬入して下さい。

(5)開場時間外の会場内への車両乗入れ

開場時間外は、閉場30分後(11月5日(日)を除く)から翌日の開場の1時間前まで、指定車両ゲートからの作業車両の場内乗入れを可能とします。なお、10月30日(月)~11月5日(日)の深夜時間(22:00-7:00)の残業は有料となります。

4-2 保税貨物の展示

海外からの出展物及び展示資材等をショー終了後ただちに積み戻す場合は、通常の輸入通関をせずに展示等申告(運送申告)することにより、保税貨物として展示することができます。

1) 保税展示場の申請

展示会場については保税展示場の許可申請を行ないますので、保税貨物を展示する出展者は、貨物の見込みを2017年(平成29年)8月4日(金)までに所定の「保税貨物明細」(Webオンラインページ)より必ず届出を行なって下さい。期日までに保税貨物の届出がない場合は、展示ができないことがありますので十分留意して下さい。

2) 保税展示の手続き

出展者が会場へ保税貨物を持込むまでの通関業者、荷扱業者の選定は自由ですが、会場内での保税貨物に係る 手続き(通関・運送)については下記の通関業者に委託しますので、下記業者を利用して下さい。

(株)石川組 国際部

〒140-0011 東京都品川区東大井4-14-2

TEL: 03 (3474) 8102 FAX: 03 (5460) 9841

E-mail:igl-exhi@ishikawa-gumi.co.jp

4-3 廃棄物の処理

出展者のショー期間中(搬入搬出期間を含む)に発生する残材・廃棄物は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』等に従って、出展者の排出責任と費用負担で適切に処理して下さい。産業廃棄物の処理を廃棄物処理会社に委託する際は、廃棄物管理表(マニフェスト)を交付し、委託した廃棄物が最終処分された事を確認して下さい。出展小間内清掃及び廃棄物収集運搬に関するご相談は、(㈱ビッグサイトサービス(「1 –5お問合せ先」参照)でも受付けます。(㈱ビッグサイトサービスに出展小間内清掃及び廃棄物収集運搬を委託する場合は、2017年(平成29年)10月13日(金)までに所定の「小間内清掃・ワックス清掃申込み」(Webオンラインページ)より申込みを行なって下さい。

企画・デザイン段階から廃棄物削減を考慮し、3 R〈リデュース(削減)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)〉の推進に努め、産業廃棄物の処理委託にあたっても、極カリサイクルができる処理方法を選択しリサイクル率の向上に努めて下さい。

5-1

東京ビッグサイト施設諸元

天井吊下げ施工を実施する出展者に限り、自社小間内の垂直上に位置する施設天井照明の消灯を希望に応じ実施します。但し、消灯を実施する場合も小間内照度は400ルクス以上を確保して下さい。詳細については「出展者ニュース」にてご案内します。

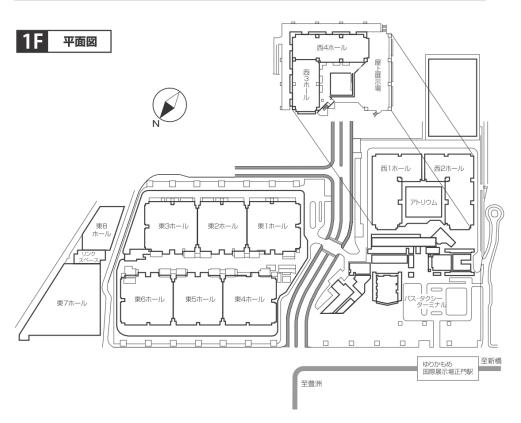
※TOKYO CONNECTED LAB 2017の出展者は天井吊下げ施工をすることはできません。

東展示棟ホールデータ

	東 1 ホール	東2ホール	東3ホール	東4ホール	東5ホール	東6ホール	東7ホール	東8ホール	リンクスペース
展示面積	8,670m [*]	8,350m [†]	8,670m²	8,670mf	8,350m [*]	8,670m²	11,680mf	3,080m	1,120m²
天井高		7m(最低部) 17m(最低部) 17m(最低部) 17m(最低部) 17m(最低部) 17m(最低部) 17m(最低部) 12m(最低部) 10m(最低部) 10m(最低部) 10m(最低部) 12m(最高部) 12m(最低部) 12m(最高部) 12m(最高部)							
耐積載重量	5t/mi	5t/m 5t/m 5t/m 5t/m 5t/m 5t/m 5t/m 5t/m							5t/m³
搬入出口	4	2	4	4	2	4	4	2	_
ホール内設備	天井照明	天井照明(400ルクス以上(全灯時))、放送設備、空調設備、防災設備、その他							
ピット内設備	電気、給排水、圧縮空気、ガス、通信、光高速通信サービス、TV共聴								
付帯設備	主催者事務	S室、商談室	、休憩更衣	室、給湯室、	託児室、紫	效護室、東V	IPルーム		

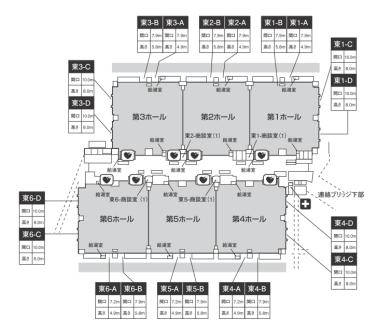
西展示棟ホールデータ

	西1ホール 西2ホール 西3ホール 西4ホール アトリウム 屋上展						
展示面積	8,880m²	8,880m	4,680m²	6,840m²	2,000m [†]	6,000mf	
天井高	12m 13m (最低部) 13m (最低部) 23m 18m (最高部) 18m (最高部)						
耐積載重量	5t/m /5t/m 2t/m 2t/m 0.36t/m 2t/m						
搬入出口	5 / 5 2 4						
ホール内設備	ホール内設備 天井照明(400ルクス以上(全灯時))、放送設備、空調設備、防災設備、その他						
ピット内設備	ト内設備 西1・2/電気、給排水、圧縮空気、ガス、通信、光高速通信サービス、TV共聴 西3・4/電気、通信、光高速通信サービス、TV共聴						
付帯設備	主催者事務室	2、商談室、休	憩更衣室、給	易室、救護室			

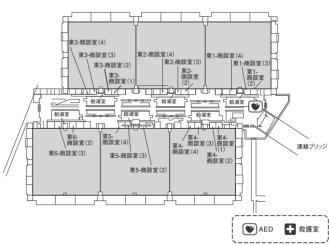


[東展示棟]

1F

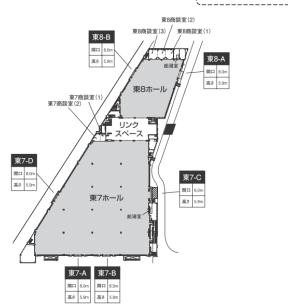


2F



[東展示棟]

1F

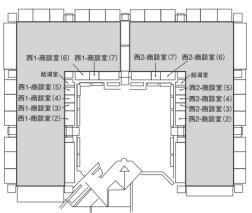


[西展示棟]

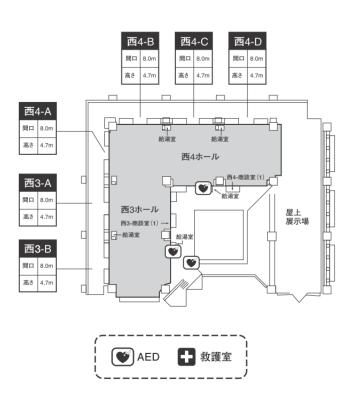
1F



2F



4F



5-2 展示ホール建物に係わる工作

- 1) 既設の天井・壁面・アネモ・ガラリ・配管・配線類を支持物として使用することは禁止します。また天井、壁、柱、 扉、窓、ガラス、梁、可動間仕切、ピット内への直接工作は禁止します。
- 2) 消火栓・消火器・放水銃・火災報知器・誘導灯・排煙窓開閉装置等の防災設備周辺及び点検口周辺は、出展物等で隠蔽しないで下さい。また、防災上の諸活動並びに避難誘導等の障害をきたさないよう工作して下さい。
- 3) 空調関係設備の吸込み口・吹出し口周辺は、出展物等で隠蔽しないで下さい。

5-3 床面工事(アンカーボルトの使用)

展示ホールでは施設物の固定等のため、アンカーボルト(芯棒打込式のみ使用可)を使用することができます。

1)使用申込

アンカーボルトを使用する場合は、2017年(平成29年) 9月1日(金)までに所定の「アンカーボルト使用届」 (Webオンラインページ) より届出を行なうとともに、「アンカーボルト使用位置図」を事務局に2部提出して下さい。また、設営後に変更があった場合には、速やかに「アンカーボルト使用位置図」をホール事務局に2部提出して下さい。

2) 留意点

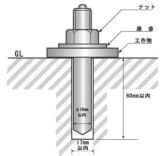
- (1) アンカーボルトの床面への打設は、直径16mm以内、深さ60mm以内の芯棒打込式アンカーボルトのみ可能です。 (※設置箇所により、上記仕様と異なる場合もあります。)
- (2) 規格以外のアンカーボルト (例:グリップアンカー、ケミカルアンカー、めねじアンカー) やコンクリート鋲、コンクリートビス、ドライピット鋲等の打設は禁止します。
- (3) ピット及びその周辺部(ピット端部から200mmまで)へのアンカーボルトの打設はできません。
- (4) アトリウム、リンクスペースはアンカーボルトの打設はできません。
- (5) 東展示ホール内ガレリア側の低天井部の床面は、防水塗装がされているため、アンカーボルトを打設できません。
- (6) 車体(屋外)部門について、展示エリアによっては通常のアンカーボルトは効果がないため、施設・装飾物を安全のため地面に固定する場合は、施工方法について予め事務局まで相談して下さい。

3)全面的に禁止している事項

- (1)床面に掘削、はつりをすること。
- (2)ドリル径17mmを超える穴あけ。
- (3)建物の壁面、床面及び柱面に直接塗料を塗ること。
- (4)カーペット等の裏面に接着剤を塗布して貼り付けること。
- (5)その他建物の構造上あるいは管理・運営上、承認できない一切の作業。

4)原状回復

- (1)アンカーボルトは、床面から出ている頭部をサンダーで切断して下さい。ハンマーでの打ち込みやガス溶断による切断は床面を痛めるので禁止します。
- (2)出展者が原状回復を行なわなかった場合、事務局が任意で処理しますが、その費用は後日出展者に請求します。
- (3)出展者が規程外の打設を行なった場合や、規程通りに原状回復しなかった場合は、その費用は後日出展者に請求します。



5)使用料

床復旧協力費として、アンカーボルト使用料を会期終了後に別途請求書を発行しますので、期日までに納入して下さい。

※アンカーボルト使用料:1本につき1,080円(消費税込)

5-4

重量物の展示

1)重量制限

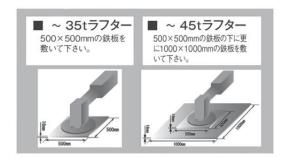
各展示ホールでは施設構造上、重量展示物に際して一部制限がありますので、以下の設置方法および養生方法を確認の上、施設物及び出展物の配置を計画して下さい。 また、6 t以上の出展物がある場合は、事務局にご相談下さい。

	東1~8ホール、 西1・2ホール	リンクスペース	西3・4ホール	アトリウム
床面仕上げ		コンクリート		テラゾータイル
床耐荷重(※)	5t/m²		2t/m [*]	0.36t/m²
アンカーボルト	打設可(<i>φ</i> 16mm、 シールド深さ60mm以下・ピット蓋上不可) ※設置箇所により、上記仕様と異なる場合もあります。	打設不可	打設可(φ16mm、 シール ド深さ60mm以下・ピット 蓋上不可) ※設置箇所により、上記仕様 と異なる場合もあります。	打設不可
出展物の 重量制限	・出展物の単体重量が50t以 局までご連絡下さい。 ・ピットで囲まれた「区画」 制限があります(次項参照 1区画に複数の出展者があ は出展物の展示場所等の調 あります。	単位で総重量の 照)。 このため、 5る場合、事務局	・出展物の単体重量が6t以上 の場合は事務局までご連絡 下さい。 ・出展物の単体重量が2tから 6tの場合、隣り合う出展物 との間隔が3m以上必要で す。このため、事務局は出 展物の設置場所等の調整を することがあります。	・出展物の単体重量が1t 以上の場合さい。 ・出展物の単体重量が局 で連絡下単体重量が 0.36tから1tの場合の り合う出展物をでは 際が2m以上必事務等の でのため、 でありた設置とが をする。
その他	総重量(自重+積載重量)だ 両の乗入れはできません。	が45tを超える車	総重量(自重+積載重量)が 10tを超える車両の乗入れは できません。	車両の乗入れはできませ ん。

設置方法	最大積載重量				
以巨/J/A	6m×18m区画	6m×12m区画	6m × 10m区画		
出展物 べた置き (均等荷重置き)	80t	50t	40t		
支柱置き(集中荷重置き)	60tまで かつ 1支柱8tまで *ビット	35tまで かつ 1支柱8tまで の上には支柱を立てな	30tまで かつ 1支柱8tまで		

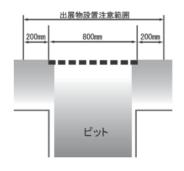
2) 施設物及び展示物設置時の制限

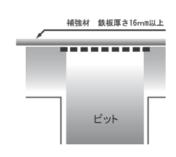
- (1)吊り下げクレーンは45t以下のラフタークレーンとします。
- (2)ピット蓋およびその付近には、アウトリガーベースを載せないで下さい。
- (3)サイズ別アウトリガーベースの養生は下図に示す通りです。



3) ピット及びその周辺部

東 $1 \sim 8$ ホール、リンクスペースおよび西 1 ホールは 3 t / ㎡以上、西 $3\cdot 4$ ホールは 1 t / ㎡以上の施設物及び出展物がピットおよびその周辺部の上部に載る場合は次の図に示す要領で補強して下さい。詳細は事務局へお問い合わせ下さい。





※出展物設置注意範囲をカバーするように 補強材の鉄板を設置して下さい。

5-5 天井構造物

屋根及び天井となる幕などの構造物を天井に設置する場合は、下記事項を厳守して下さい。但し、二重天井となる天井構造物は、本規程によらず、いかなる場合も設置できません。

1) 天井構造物の定義

天井構造物とは、屋根及び天井となる幕などの構造物で、開放率70%未満のものを言います。

2) 天井構造物設置時の施工措置

下記「【設置対象表】」に定める面積若しくは長さを超える天井構造物を設置する場合は、以下の(1)及び(2)の要件を満たさなければなりません。表中の数値を下回る天井構造物は、消防設備等の設置は原則として必要ありません(消火器を除く)。但し、四方を壁に囲まれるなどによる閉鎖的な空間の場合、下表対象数値を下回っていても消防設備の設置を求められる場合があります。

【設置対象表】

展示棟	消防設備等設置対象		
東展示棟	天井構造物の面積が50㎡を超える天井構造物		
西展示棟	天井構造物の幅と奥行のいずれも1.2mを超える天井構造物		

- (1)次の消防設備のいずれも設置すること
 - ①無線式煙(熱)感知器
 - ②消火器
- (2)次の要件のいずれかの措置が講じられていること(但し、天井構造物の規模や形状によってはいずれの要件も満た す必要がある場合があります。)
 - ①屋内消火栓で有効に警戒できること。
 - ②パッケージ型消火設備を設置し、有効に警戒できること。

3) 天井構造物設置時の注意事項

- (1)連続する天井面積の上限は東、西展示棟とも500㎡までとなります。小間内に複数の天井構造を設ける場合は、原則として500㎡毎に5m幅以上の空地(防火帯)が必要となります。詳しくは事務局までお問い合せ下さい。
- (2)消防設備の設置位置、数量については事務局に予め相談し、指示に従って下さい。
- (3)天井構造物を設置する部分では、禁止行為の解除(「5-8消防上の規定」参照)は認められません。
- (4)火災報知器、パッケージ型消火設備の設置に係る手続き、申請については法令等(「5-8消防上の規定」参照)に従い、出展者が責任を持って実施して下さい。

4) 事前確認と申請書類について

天井構造物の設置を計画する場合は、事前の申請が必要となりますので、2017年(平成29年)9月1日(金)までに所定の「天井構造物設置届」(Webオンラインページ)より届出を行なうとともに、下記書類を事務局に2部提出して下さい。なお、二階建施設に含まれる天井構造物については、別途、「二階建施設設置届」(「5-6二階建施設」参照)にて事前確認と書類申請を行なって下さい。

- (1)天井構造物設置図(平面図、立面図。※ただし、天井の面積・構造が分かるもの)
- (2)消防用設備等配置図(事前に(株)東京ビッグサイトまでお問い合わせ下さい。)
- (3)開放率70%以上の天井幕(メッシュ、ネット等)を使用する場合はサンプルを提出して下さい。

5-6 二階建施設

重層構造となる施設は、二階建施設に限り設置できます。設置にあたっては下記事項を厳守し、また来場者の安全にはより一層の配慮をして下さい。

1) 二階建施設の定義

二階建施設物とは重層構造となる工作物で、上層は人の利用があり、且つ床高が2.1m以上のものとします。但し、2.1m未満でも下層を来場者の通行、出展物の展示または控室等、何らかの用途に使用するものは、二階建施設と見なします。

2) 二階の床面積

連続する二階床面積の上限は東、西展示棟とも500㎡までとなります。小間内に複数の二階建施設を設ける場合は、原則として500㎡毎に5m以上の空地(防火帯)が必要となります。詳しくは事務局までお問い合せ下さい。

3)高さ制限

高さ制限(「3-1展示構成」参照)を厳守して下さい。なお、10小間未満の出展者は二階建施設を設置することはできません。

4) 設計及び構造

二階建施設の設計にあたっては、安全性に十分配慮して下さい。また二階の利用目的に応じて次頁の表「二階建施設の設置要件(1)から(7)」項を厳守し、これ以外についても、日本の建築基準法に準じた構造として下さい。

5) 昇降機(エレベーター等)の設置

来場者用として昇降機(エレベーター等)を設置する場合は、建築基準法に適合したものを使用して下さい。なお、この場合消防設備の設置が必要となる場合があります。

6)消防設備の設置

二階建施設を設置することで、走査型火災検出器、放水銃、スプリンクラー等消防設備を妨げると判断された場合、別途、無線式煙(熱)感知器、消火器、パッケージ型消火設備の設置が必要となります。

7) 図面申請

二階建構造物の設置を希望する場合は、2017年(平成29年)9月1日(金)までに、所定の「二階建施設設計図届」(Webオンラインページ)より届出を行なうとともに、事務局に小間装飾の図面2部を提出して下さい。事務局は施設構造上の問題をチェックし、異常ない場合に関して二階建を承認します。なお、設置には以下の各種条件があります。

(1)設置要件

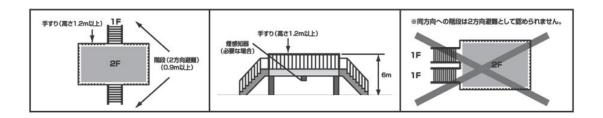
高さ制限には、高さ1.2m以上の手すりを含めます。

(2)施工上の設置条件

消防法に基づく安全性を確保するため以下の条件を満たさない場合は二階建構造は認められません。

- ①二重天井構造としないこと。
- ②二階部分については、用途を商談室利用等、特定の来場者が利用するためのものに限ること。
 - ※展示物の展示、不特定多数の来場者の利用を希望する場合は、事前に事務局に図面や計画を提出して下さい。消防署との協議により認められる場合があります。
- ③周囲の他社出展者に対する十分な配慮を伴った構造とすること。
- ④二階部分には幅員90cm以上の階段を2ヶ所以上設けること。
- ⑤二階部分及び階段には転落防止のため、高さ1.2m以上の手すり等の防護柵を設けること。

- ⑥階段付近に避難口誘導灯または誘導標識を設置すること。
- ⑦二階部分は、2 方向の避難が可能な作りとし、避難方向のわかる標識(高輝度誘導標識等)を設置すること。
- ⑧柱及び梁は、鉄骨構造の不燃材とし十分な強度を有するものとすること。
- ⑨自動火災報知設備の感知器及び走査型火災検出器の感知障害となる場合は、無線式煙(熱)感知器を設置すること。
- ⑩一階部分が、スプリンクラー設備及び放水銃の散水障害となる場合は、消火器及びパッケージ型消火設備を設置し有効に警戒すること。
- ⑪二階部分には消火器を設置すること。
 - ※二階建施設部分では、禁止行為の解除(「5-8消防上の規定」参照)は認められません。
 - ※消防設備の設置位置、数量については事務局に予め相談し、指示に従って下さい。
 - ※火災報知器、パッケージ型消火設備、誘導灯の設置に係る手続き、申請については法令等(「5 8 消防上の規定」参照)に従い、出展者が責任を持って実施して下さい。



■二階建施設の設置要件

項目	要件				
(1)構造設計	①柱、梁、階段、床等の主要構造部分は鉄骨造として下さい。 ②構造設計における仮定荷重は自重のほか、下記による積載荷重を加えた外力に対して、安全な 構造として下さい。				
(2)積載荷重 ※1N≒0.102kg	床荷重用2,900N/㎡フレーム、基礎用1,800N/㎡地震力用800N/㎡※二階床に車両、その他の重量物を設置する場合は、それぞれの自重を加算して設計して下さい。				
(3)柱及び基礎の 設計	①展示ホール床の構造及び許容荷重は、「6-4重量物の展示」に示されるように、東1~8ホール、リンクスペース、西1ホールは50kN/㎡(長期)、西3・4ホールは20kN/㎡(長期)となっています。 ②二階を支える柱(柱に替わる壁、階段梁等を含む)は、各々の軸方向力に応じて、上記の許容荷重以内となるようにベースブレートの大きさを調整して下さい。また、ベースブレートは必ず床面コンクリート部分にアンカーボルトで緊結して下さい。 ③ベースプレートがピットにあたる場合は、プレートの大きさはピットで完全に跨ぎ、且つその長さに応じて力の伝達に適正な幅とし、厚さは22mm以上の鋼板、もしくは形鋼のリブ材で補強された鋼板として下さい。 ※但し、材料、工法、補助方法等について、事前に㈱東京ビッグサイトと協議を行なったものについては、この限りではありません。				
(4)階段	①二方向への有効な避難階段を設け、一階部分には共通通路に面した避難動線用の十分なスペースを小間内に設けて下さい。 ②階段の構造は、幅90cm以上、蹴上げ18cm以下、踏面26cm以上として下さい。 ③スローブとする場合は、勾配は1/8以下とし、床面は粗面仕上げとします。 ④階段の両側には転落防止のため、高さ1.2m以上の手すり等の防護柵を設けて下さい。				
(5)二階天井	二階には、ルーバー、ネット等透水性のある工法以外の天井張りは設置を禁止します。				
(6)仕上げ制限	一、二階の内装材は下地、仕上げ共に防炎もしくは難燃材以上として下さい。				
(7)二階手摺	二階部分には高さ1.2m以上の堅固な手すり等を設けて下さい。				

8) 二階への人数制限

二階の利用は、通行可能な二階床面積 1 ㎡あたり1.5人以下に制限すると共に混雑対策、避難誘導用の係員を配置するなど出展者が適正に規制管理して下さい。尚、「5-6二階建施設、7)(2)②」の協議により不特定多数の来場者による二階の利用が認められた場合は、通行可能な床面積3㎡あたり1人以下に制限すると共に人数管理方法、階段を含む通路の幅、混雑対策、避難誘導用の係員を配置するなど来場者管理の対策について消防署の指導事項に従い、出展者が適正に管理してください。

5-7

天井吊下げ施工

TOKYO CONNECTED LAB 2017の出展者は天井吊下げ施工をすることはできません。

5-8 消防上の規定

1)展示施設の材料(防炎規制)

装飾資材

- ・防災上、使用する装飾資材は下記の事項に注意して下さい。
- (1) 合板、しなベニヤ、プリントベニヤは厚さに関係なく、防炎性能を有したもので、表面に総務省令消防法施行規則第4条の4に規定する様式の防炎品ラベルが貼付され、裏面に「商品名」と「防炎」の文字を付したものまたは、平成17年消防庁告示第5号に定める難燃処理を施した旨の表示があるものを使用して下さい。
- (2) 防炎合板に厚い布を装飾貼付する場合は、防炎性能を有するものを使用して下さい。但し、薄い布を防炎合板に全面密着して使用する場合は差し支えありません。
- (3) 展示用合板、カーテン、暗幕・装飾幕等、どん帳、布製ブラインド、じゅうたん等、防炎物品は、消防庁長官の 登録を受けたもの、テント類・シート類等の防炎製品は、防炎製品認定委員会の定めた基準等に基づき公益 財団法人日本防炎協会が認定したものを使用して下さい。会場での防炎加工は禁止します。
- (4) 防炎表示は、防炎物品及び防災製品の各々に付けて下さい。防炎物品の表示は、総務省令消防法施行規則第4条の4の規定する様式で消防庁長官の登録を受けた者の登録番号及び当該物品の防炎性能を確認した登録確認機関名が記されたものに限ります。防災製品の表示は、公益財団法人日本防炎協会が交付したものに限ります。
- (5) ウレタン、アセテート、ポリエステル、アクリル、またはナイロン等の石油・化学製品は工作物として極力使用しないで下さい。但し、スチロール等を切文字程度で来場者の手の届かない場所で使用する場合は除外します。
- (6) やむを得ず防炎性能が確認できていない防炎対象物品等や海外で認定された装飾資材を使用する場合は、 所要の申請書とサンプルを公益財団法人 日本防炎協会にご提出いただき、品質管理等に係る試験成績書 の交付を受け、基準に適合している事を証明して下さい。
- (7) 特異な装飾材は、事前に消防署の承認を受ける必要がありますので、資料をお持ちのうえ、2017年(平成29年)9月1日(金)までに事務局までご連絡下さい。日本の消防法で定めた防炎性能を有した装飾資材のみ使用が可能です。
- (8) 火気を使用する工事には、消火器を設置して作業を行ない、当該工事は、必要最小限として下さい。また、火花が飛散する範囲には可燃物を置かないで下さい。

防炎ラベル(例)





2) 火元責任者の選定(全出展者)

出展者は小間内の安全確認(特に最終退出時)の責任者として火元責任者を定め、2017年(平成29年) 9月1日(金)までに所定の「小間内責任者届」(Webオンラインページ)を行なって下さい。なお、火気・危険物品のない出展者も、必ず火元責任者を記入のうえ提出して下さい。

3)禁止行為

各展示ホール内は東京都火災予防条例により、以下の3つの行為が禁止されています。

- (1)喫煙
- (2)裸火の使用
- (3)危険物品の持ち込み

出展物の実演のためにやむを得ない場合に限り、消防署の承認を受けた後に、「(2)裸火の使用」、「(3)危険物品の持ち込み」の禁止行為を解除できる場合があります。しかし、立入検査の際に防火管理、危険防止措置が不完全な場合は、設備の改修、使用禁止等が命ぜられ、承認されないことがあります。なお、天井構造(二階建施設を含む)部分では禁止行為の解除は認められません。

4) 喫煙

会場内は、小間内、ホール内、共用部分も含め、搬入出期間および会期中とも全面禁煙です。喫煙は所定の場所にて行なうようご協力お願いします。

5) 火気・危険物品使用の解除に伴う届出

会期中に、火気・危険物品を取り扱う出展者は、2017年(平成29年)9月1日(金)までに所定の「禁止行為解除承認申請」(Webオンラインページ)を提出して下さい。この届出書類は事務局が一括して消防署に提出し、審査を受けます。開催前日に立入検査がありますので必ず立会いをお願いいたします。

ご協力のお願い! ~危険物品の使用量を締切厳守で申請して下さい~

- ・消防署への申請は、出展者単位では無く、展示会として事務局で一括申請します。よって、1 社の変更や遅延が全体の規制に関わりますので、締切厳守で申請して下さい。
- ・危険物品の種類・数量・位置や機械ごとの距離が明確にわかる資料を提出して下さい。 (危険物を保管するストックルームや内蔵または露出する機械等を含めた小間レイアウト)
- ・持込み数量は必要最小限として下さい。危険物の持込み可能数量は、幅5.0m以上の通路で区画されたエリアごとに定められており、これを超える数量を持ち込むことはできません。(P.34【消防法別表第一に定める危険物(抜粋)】の表参照)
- ・上記エリアごとで指定数量を超える場合には、出展者の持込み数量等を調整いたします。あらかじめご了承下さい。

(1)裸火の使用

①裸火の定義

- ・気体、液体、固体燃料を使用し、炎・火花を発生させるもの、または器具の発熱部を外部に露出するもの。
- ・電気を熱源とする器具では、発熱部が灼熱して見えるもの(発熱部が焼室、風道、庫内に面しているホットプレート、 ヘアドライヤー、オーブン等を除く)および外部に露出した発熱部に可燃物が触れた時着火するおそれのあるもの (発熱部約400℃以上)。

②裸火使用の要件

<使用単位>

- ・各展示ホール内はガス消費熱量の使用限度(kW)が定められております。一定の使用限度を超えることが想定される場合は、使用制限を行なうことがあります。
- ・火気使用設備の実演使用は、同一小間における同一機種一点のみとします。
- 装飾としてのキャンドル・アルコールランプ等は使用できません。

<使用位置>

- ・周囲の可燃物から火災予防上安全な距離を確保して下さい。
- ・ホール避難口、危険物品、およびその他易燃性物品から5.0m以上の距離を確保して下さい。但し、特定不燃材による壁で防火上有効に遮断した場合を除きます。
- ・可燃物が転倒または落下する等の恐れがない場所で使用して下さい。
- ・地震等により容易に転倒又は落下するおそれのない状態で使用して下さい。

③安全措置

- ・火元責任者等による監視および使用後の点検等の体制を講じて下さい。
- ・使用者が裸火の使用を容易に停止できる措置を講じて下さい。
- ・裸火を使用する小間毎に消火器(※能力2単位以上)を配置して下さい。
- ・火気器具はその特性、性能等が明確でかつ安全性を確認して下さい。
- ・ガス器具を使用する場合は、器具の直近に使用者が消火器・ガス漏れ警報機を設置して下さい。
- ・ガス配管は金属管とし、継ぎ手はネジ、フランジまたは溶接とし、床面に固定して下さい。但し 金属管とそれ以外の 管を接続する場合は、差込接続として下さい。
- ・液化石油ガスの容器は、容器組込型(カートリッジタイプ)として下さい。
- ・排気筒は屋外に出して下さい。
- ・火炎を出すものは火炎の長さが10cm以下として下さい。
- ・火花を飛散させるものは不燃材で飛散防止措置を講じて下さい。
- ・液体燃料を使用するものは必要最小限の量とし、開場時間中は絶対に給油しないで下さい。
- ・裸火は入場者等に危険を及ぼさないよう防護措置を設けて下さい。

(2)危険物品の持込み(※出展物等のタンク内の燃料や潤滑油等も危険物品となります。)

①危険物品の定義

- ・ガソリン、軽油等引火性液体類、酸化性固体・液体等消防法別表第1に掲げる危険物(P.34【消防法別表第 一に定める危険物(抜粋)】の表参照)
- ・火災予防条例別表第7に掲げる可燃性液体類および可燃性固体類
- ・火薬取締法(昭和25年法律第149号)で定める火薬、爆薬、火工品およびがん具用煙火
- ・一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)に定めるプロパン、アセチレン、水素、アンモニアガス 等可燃性ガス
- ※ 実演を伴うEV車等のリチウムイオン電池(電解液)は危険物品の持ち込み(禁止行為)に該当します。実施を希望する出展者は、2017年(平成29年)9月1日(金)までに所定の「禁止行為解除承認申請書」(Webオンラインページ)を提出して下さい。
- ※ 水素を主体とした燃料電池等を展示物又は装飾物として会場内に持ち込む場合は、事前に事務局まで相談して下さい。

②少量危険物の小間内表示について

消防法により「少量危険物貯蔵取扱所」と認められた場合、出展者は小間内に下記少量危険物取扱いおよび火気厳禁の表示を設置しなければなりません。なお、標識は事務局で作製いたします。

<火災予防条例施行規則別表1>

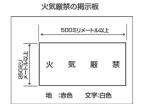
少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識



<火災予防条例施行規則別表2>

少量危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板





③危険物品の位置

- ・ホール避難口から危険物は水平距離6.0m以上、その他の危険物品は3.0m以上の距離を確保して下さい。但し、耐火構造の壁で防火上有効な遮断をした場合を除きます。
- ・危険物品は火気使用場所から水平距離で5.0m以上の距離を確保して下さい。但し、不燃材料で防火上有効な遮断をした場合を除きます。

4)安全措置

- ・火元責任者等による監視および点検等の体制を講じて下さい。
- ・危険物品を持ち込む小間ごとに適応する消火器(※能力2単位以上)を配置して下さい。
- ※下図の様な消火器に貼付されたラベルの能力単位欄において、Aに続く数字が2以上である消火器のこと。

記載例

型式番号	消第○○号		
製造年	2014年		
製造番号	12345		
能力単位	$A-\bigcirc\cdot B-\bigcirc\cdot C$		
放射距離	3~6m		

- ・液体危険物を取り扱う配管は金属管とし、継ぎ手はネジ、フランジ、溶接とし、床面に固定して下さい。
- ・液体危険物を飛散させるおそれのある機器には、不燃材で飛散防止措置を講じて下さい。
- ・接触、混合発火のおそれがある危険物品は、同一場所では取り扱わないで下さい。
- ・開場時間中は、液体危険物の補給を行なわないで下さい。
- ・出展物等のタンク内の燃料は必要最小限として下さい。
- ・がん具用煙火は他の物品と混在させず、蓋のある不燃材の容器で取り扱って下さい。
- ・その他、危険物品の性状に応じた対応策を講じて下さい。

【消防法別表第一に定める危険物(抜粋)】

類別	品名	性質	指定数量(ℓ)	少量危険物 該当数量(ℓ) ※指定数量の1/5以上	備考
第	特殊引火物	_	50	10	ジエチルエーテル等
	第1石油類	非水溶性液体	200	40	ガソリン等
		水溶性液体	400	80	
	アルコール類	_	400	80	アルコール度数60%以上
四	第2石油類	非水溶性液体	1,000	200	切削油、灯油、軽油等
		水溶性液体	2,000	400	
類	第3石油類	非水溶性液体	2,000	400	潤滑油、重油等
		水溶性液体	4,000	800	
	第4石油類	_	6,000	1,200	ギヤー油、シリンダ油等
	動植物油	_	10,000	2,000	_

※指定数量以上の持込は認められません。

特 殊 引 火 物 ジエチルエーテル、二硫化炭素、その他 1 気圧において、発火点が100℃以下のもの。又は 引火点が零下20℃以下で沸点が40℃以下のもの

第 1 石 油類 アセトンおよびガソリンの他1気圧において、引火点が21℃未満のもの

ア ル コ ー ル 類 エタノール他、アルコール濃度60%以上のもの

第 2 石 油 類 灯油、軽油の他1気圧において、引火点が21℃以上70℃未満のもの

第 3 石 油 類 重油およびクレオソート油の他 1 気圧において、温度20℃で液状であるもので引火点が 70℃以上200℃未満のもの

第 4 石 油 類 ギヤー油およびシリンダー油の他 1 気圧において、温度20℃で液状であるもので引火点が 200℃以上250℃未満のもの

動 植 物 油 動物の脂肉等又は植物の種子もしくは果肉から抽出した1気圧において、引火点250℃ 未満のもの

6)消防設備の設置

天井構造の設置、二階建施設の設置、禁止行為の解除承認申請等により消防設備の設置が必要となる場合は、それぞれWebオンラインページより設置位置図等の書類提出を行なうとともに、以下の手続が必要となります。(1)無線式煙(熱)感知器

施設の防災センターと連動する必要があるため、㈱ビッグサイトサービスの提供する無線式煙(熱)感知器を使用して下さい(1基32,400円(消費税込))。取り付け工事は㈱ビッグサイトサービスにて行ないます。消防署への届出は事務局にて行ないます。申込する場合は、2017年(平成29年)9月1日(金)までに、所定の「無線式煙(熱)感知器・消火器使用申込」(Webオンラインページ)より申込を行なって下さい。使用料は会期終了後に請求書を発行しますので期日までに納入して下さい。

(2)消火器

出展者自身で持込みするか、㈱ビッグサイトサービスにリース申込を行なって下さい(リースの場合1本4,320円(消費税込))。リースの申込をする場合は、2017年(平成29年)9月1日(金)までに、所定の「無線式煙(熱)感知器・消火器使用申込」(Webオンラインページ)より申込を行なって下さい。出展者自身による消防署への届出は必要ありません。使用料は会期終了後に請求書を発行しますので期日までに納入して下さい。

(3)パッケージ型消火設備

出展者自身で持込み、設置をして下さい。設置にあたっては以下の書類の消防署への届出が必要です。

- ①工事整備対象設備等着工届出書(「届出者名」は工事業者名)
- ※着工の21日前までに事務局に提出し、記載内容の確認を受けた上で、着工の10日前までに出展者自身 で消防署に提出して下さい。
- ②消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(「届出者名」は管理権原者名)
- ※着工の21日前までに事務局に提出し、記載内容の確認を受けた上で、設置後速やかに出展者自身で消防署に提出して下さい。

(4)誘導灯または誘導標識(高輝度蓄光式)

出展者自身で持込み、設置をして下さい。誘導灯の設置にあたっては以下の書類の消防署への届出が必要です。誘導標識(高輝度蓄光式)を設置する場合は、届出の必要はありません。

- ①消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置計画の届出(「届出者名」は管理権原者名)
- ※着工の21日前までに事務局に提出し、記載内容の確認を受けた上で、着工の10日前までに出 展者自身で 消防署に提出して下さい。
- ※設置個数5つ以下の場合、届出は不要です。
- ②消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(設置後速やかに管理権原者名により届出)
- ※着工の21日前までに事務局に提出し、記載内容の確認を受けた上で、設置後速やかに出展者自身で消防 署に提出して下さい。

6-1 電気

1) 電気使用申込

自社の出展小間に電気を希望する場合は、2017年(平成29年)9月1日(金)までに、所定の「電気使用申込」(Webオンラインページ)より申込を行なうとともに、「電気工事設計図」を事務局に2部提出して下さい。

2) 電気供給限度及び電気方式

(1)電気幹線工事(一次工事)にて供給する電気方式、周波数は次の通りです。

供給区分	電流値	周波数	電圧	電気方式
展示電灯	30Aまで	50ヘルツ	100V	交流単相2線式
展示電灯	30A超過	50ヘルツ	100V · 200V	交流単相3線式
展示動力	すべての電流値	50ヘルツ	200V	交流3相3線式

(2)定電圧、定周波数または特定の電圧、周波数を必要とする場合は、出展者において必要な装置を設置して下さい。 (3)蛍光灯、高圧水銀灯は、定格容量の150%(5割増)とします。

(4) 1 PS (馬力) は1kWに換算します。

3) 工事費と使用料

(1)電気幹線工事(一次工事)は事務局で小間内の一端まで配線します。

なお、申込容量(電灯・動力共)3線式200Aまでは、1個の開閉器で供給し、それ以上の申込容量に対しては、3線式200A毎に1回路の目安で開閉器を設けます。

- (2)小間内電気工事(二次工事)は出展者において施工するものとし、その設備費ならびに電気使用料は出展者の負担とします。
- (3)展示電灯・展示動力とも0.1kWにつき下記料金とします。(消費税込)但し、0.1kW未満は0.1kWとして扱います。
 - ①電気幹線工事費(一次工事) 1,944円
 - ②電気使用料(期間を通して) 1,880円(料金は東京電力㈱の電気料金に応じて改定される場合があります。)
- (4)電気幹線工事費および電気使用料は、上記料率により請求書を発行しますので期日までに納入して下さい。

4)変圧器(トランス)等の持ち込み

展示会場に20kW以上の変圧器、高圧変電設備(全出力が20kW以上)を持ち込む場合は、消防署への届出が必要となります。この場合、変電機器は原則としてキューピクル式とし「変電設備」である旨の標識を設ける必要があります。変圧器等を持ち込む場合は、事務局までご相談下さい。

5) 小間内電気工事

- (1)電気工事は電気工事士法に基づく所定の資格を有する者が施工して下さい。
- (2)電気工事業者は電気事業法、電気設備技術基準の関係法令に基づき、遺漏のないよう施工して下さい。
- (3)小間内電気工事は電気工事設計図に従って2017年(平成29年)10月24日(火)までに完了して下さい。
- (4)電気用品は規格適正品を使用して下さい。蛍光灯、高圧水銀灯は高力率を使用して下さい。高電圧ネオン(設備容量 2 kVA以上)の使用は禁止します。
- (5)異常電波を発信する機器、その他、保安に関わりのある機器の設置に関しては、事前に事務局と協議して下さい。
- (6)配線は原則としてケーブル工事として下さい。
- (7)配線は小間境界線より通路側に突出して配線しないで下さい。
- (8)電線の接続は圧着端子を使用し、コードの流し引、又は接続器なしにコードを接続しないで下さい。
- (9)小間内には主開閉器を設け、漏電ブレーカーを使用して下さい。又分岐開閉器を設ける場合は、分電盤を設けて下さい。 (10)人が触れるおそれがある機器または対地電圧が150Vを超える機器は、必ず接地工事を施して下さい。接地線の直径は
 - 1.6mm以上として下さい。
- (11)白熱電灯、抵抗器、その他の熱を発する機器は、可燃材と接触したり、また可燃物を加熱するおそれのないよう設置して下さい。また機器の配置は、来場者の危険とならないよう十分注意して下さい。
- (2)施工にあたっては特に火災の防止、人体または財物の損傷、その他の事故予防に万全の注意を払って下さい。
- (3)電気工事完了時には送電に先立つ安全の確認、メガリングテスト、アースチェック等を実施し、そのデータを所定の「電気工事落成届」に記入し事務局に提出して下さい。

6) 電気設備の検査

- (1)出展者側において小間内に施工された電気設備は、工事完了後速やかに事務局に届出て検査を受け、その使用承認を 得て下さい。
- (2)検査は経済産業省令電気設備技術基準、及び一般社団法人日本電気協会が発行する内線規程、自家用電気工作物保安規程、東京都火災予防条例に照らし実施します。

7) 電気設備の保守

小間内電気設備の一切の保守は各出展者で行なって下さい。また事故防止と万一の事故に備え、各出展者の電気工事業者は、原則として会場に常駐して、保守点検に遺漏のないようにして下さい。

8) 小間内への送電

- (1)電気の供給は原則として2017年(平成29年)10月24日(火)~11月5日(日)までとします。
- (2)期日前に機械の調整、試運転のため、特に電気の供給を必要とする場合は、可能な範囲において供給しますので搬入期間中に事務局に届出て下さい。会場内の壁コンセントは使用できません。搬入出作業の際に電源が必要な場合は作業用分電盤(位置は展示規程図に記載)を使用して下さい。
- (3)小間内電気工事が完了した時点で「5) 小間内電気工事、(3)」の電気工事落成届の提出により、小間内電気工事業者立ち会いの上、逐時送電します。
- (4)閉場後は毎日各小間のメインスイッチを切って下さい。

9) 保護装置

- (1)電源異常および事故による停電、または電圧降下のため実演出展物を損傷した場合、事務局はその責任を負いませんので、出展者は実演にあたり事故防止のための充分な保護装置を施して下さい。
- (2)幹線設備の漏電遮断は、幹線回路40k負荷回路につき約200mAの漏洩電流で遮断します。詳細については幹線工事業者と事前に打合せをして下さい。
- (3)映像機器等を設置する場合は、漏電および電源ノイズの対策として、絶縁トランスを使用する方法もありますので、考慮して下さい。

6-2 給排水

TOKYO CONNECTED LAB 2017の出展者は、給排水設備の設置はできません。

6-3 臨時通信設備

事務局では出展者の申込により、会期中およびその前後の指定期間中、出展小間内に一般電話(アナログ回線) 及び ISDN回線(64Kbps)、光高速通信回線(Bフレッツ)を臨時に架設します。

1)使用申込

自社の出展小間内に臨時通信設備を希望する場合は、2017年(平成29年)9月1日(金)までに、所定の「臨時通信設備使用申込」(Webオンラインページ)より申込を行なうとともに、「臨時通信設備設置位置図」を事務局に2部提出して下さい。

2)使用期間

出展者の臨時通信設備使用期間は次の通りとします。 2017年(平成29年)10月23日(月)~11月6日(月)12:00(15日間)

3) 丁事費と使用料

通信設備の工事費と使用料は以下の通りとし、会期終了後に別途請求書を発行しますので、期日までに納入して下さい。

回線種類	工事費(消費税込)	
一般電話(アナログ回線)	10,800円/台	
ISDN回線(INS64)	54,000円/回線	
平京本泽信同组(POLWIVI)	最大10Mbps	75,600円/回線
光高速通信回線(Bフレッツ)	最大100Mbps	108,000円/回線

- ※一般電話は2,725円(消費税込)の通話料、ISDN回線は16,200円(消費税込)の通信・通話料を含んでいますが、 超過した場合は後日別途請求致します。また、実際の使用料が前記金額に及ばない場合でも返金は致しません。
- ※光高速通信回線の小間内(二次側)工事をご希望の場合は、別途有料で提供いたします。ご希望の出展者の方は下 記までお問い合わせ下さい。

㈱東京ビッグサイト 通信回線サービス担当 TEL:03 (5530) 1107/FAX:03 (5530) 1106

4) 電話器の受け渡し及び返却

電話器等は、使用開始日の2017年(平成29年)10月23日(月)に申込者の小間内に架設することによって、 引渡しとします。

6-4 アンテナ

1)使用申込

自社の出展小間内に信号供給を希望する場合は、2017年(平成29年) 9月1日(金)までに、所定の「アンテナ使用申込」(Webオンラインページ)より申込を行なうとともに、「アンテナ使用位置図」を事務局に2部提出して下さい。

2) 信号供給

事務局では出展者の申込により、会期中およびその前後の指定期間中、出展小間内に地上デジタル放送及びデジタルBS放送信号を供給します。小間内には5C2Vケーブルで供給しますので、受信側のチューナーは出展者にてご準備下さい。

3)使用期間

出展者への信号供給期間は次の通りとします。 2017年(平成29年)10月23日(月)~11月6日(月)12:00(15日間)

4) 工事費

信号供給にかかる工事費は以下の通りとし、会期終了後に別途請求書を発行しますので、期日までに納入して下さい。地上デジタル放送・衛星放送(BSデジタル): 1 波あたり75,600円(消費税込) ※増幅工事や小間内工事が必要な場合は、別途出展者による二次側工事が必要となります。

7. 小間の運営・演出

7-1 実演·演出

1) 出展物の実演

出展者は、出展物のより深い理解を得るため、小間内で実演をすることができます。実演によって発生する恐れのある 人体または財貨の損傷、火災及び通行の障害等の危険防止については万全の措置を講じて下さい。実演にあたり、消 防法その他関係法令は厳守して下さい。

- (1)ターンテーブル等を設置する場合は、衣服や手足、指などの巻き込み等が発生しないよう計画して下さい。また、混雑時は一時運転を停止するなど事故防止の運営に努めて下さい。
- (2)照明機器等の発熱による火傷の防止対策を講じて下さい。
- (3)特に強度の音響、光線、熱気、煙、塵埃(じんあい)、ガス、臭気、振動等を発生することが予想される場合は、 予防措置を講じ、他に迷惑を及ぼさないよう適宜処置をとって下さい。
- (4)展示ホール内では、エンジンを始動することはできません。
- (5)触れさせる出展車両は警報器が鳴らない措置を講じて下さい。
- (6)展示ホールには消防設備として光電式分離型煙感知器等の感知器が設置してあるため、障害となるスモークマシン等の発煙を伴う実演は禁止します。
- (7)事務局は、会場の保全、秩序の維持、公衆の安全、他の出展者の影響等で支障があると認めた実演については、 出展者に対し必要な対策を要求し、実演の制限または中止を命じます。
- (8)万一、実演によって来場者その他に損害を与えた場合には、当該出展者が責任を持って対応して下さい。

2)展示演出

展示演出を行なう場合は、下記を条件とします。

- (1)出展物に対する理解をより深めるための企画内容であり、かつ自社小間内で完結する企画として下さい。
- (2)来場者の安全には十分配慮し、隣接小間に音、光、ドライアイスによる発煙などで迷惑をかけ、また雑踏(共通通路の通行障害を含む)により来場者に著しい混乱が生じる恐れのないようにして下さい。

3) 運営計画書の提出

会場周辺で実施する試乗会等については、2017年(平成29年)8月4日(金)までに運営計画書(事務局指定の様式による)を事務局に提出して下さい。なお、必要に応じて事務局で調整する場合があります。但し、その実行段階において不測の事態が発生するおそれがある場合あるいは発生した場合は、事務局より企画の変更または中止を命じる場合があります。

7-2

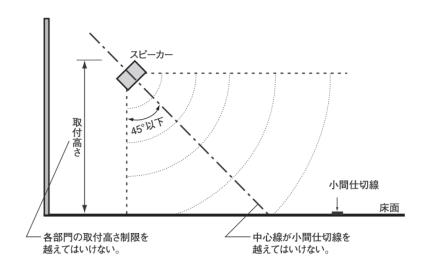
音響設備の運用

音響設備の使用にあたっては、騒音を抑制し快適なショー環境を実現するため、過度の音量を発しないよう、規程に従って 自主管理し、隣接出展者に迷惑を掛けないよう計画して下さい。技術説明及び映写等の音量による展示ホール内全体の 騒音対策として、小間内で使用する音響設備の運用については、下記の通り制限します。

1) スピーカーの取付位置

「3-1展示構成、2) 高さ制限」に準ずる。

※高さ2.7m以下。但し、小間仕切線より50cmセットバックした範囲は4.0m以下(二階建て施設は4.5m以下)。 ※取付角度はスピーカーの中心軸が垂直下向きから45°以内とし、且つ自社の小間仕切線を越えないこととします。



2) 音量の制限

- (1)音量は最高77dB(A)以下として下さい。
- (2)測定器で検知できない重低音についても、周囲の出展者に十分配慮して下さい。
- (3)音響設備を使った演出については、出展者相互で隣接出展者との時間調整を行なって下さい。
- (4)プレスブリーフィング実施中は同一展示ホール内(西1ホール/西3・4ホール/東1~3ホール/東4~6ホール/東7・8ホール・リンクスペースの単位とします。)での音出しを全面禁止とし、例外的にブリーフィング実施社のみが、音出し可能とします。
- (5)会期中の閉場時刻より30分間は、来場者の速やかな退場を促すため、音響装置の使用、リハーサル等を禁止します。但し、終礼等の目的でマイクを使用する場合を除きます。

3) 音量測定

事務局では、下記により巡回測定を実施します。

- (1)測定は共通通路中央にて行います。
- (2)測定は原則として高さ1.5mの位置で測定します。また、音源の特定をするため、必要に応じレーザーポインターを使用します。
- (3)測定器はJISC1503またはC1502に準拠する騒音計を使用し、ピークでの測定値を基準とします。

4) ワイヤレスマイクの使用

ワイヤレスマイクロフォンを使用する場合は、「ワイヤレスマイク使用届」(Webオンラインページ)により使用する周波数を事務局へ届出て下さい。但し、利用状況によっては、出展者間に限らず、ショー会場周辺の一般通信機器と混信する恐れがあることを前提に、出展者の責任で使用して下さい。混信があっても事務局では一切責任を負いません。なお、A型ワイヤレスマイクについては、一般社団法人特定ラジオマイク運用調整機構により、周波数の事前調整が実施されます。

- ※日本国内では、日本の電波法に基づいたワイヤレスマイク(A型、B型等)以外使用できません。
- ※東京ビッグサイトでは、TVホワイトスペース35chにてエリア放送(フルセグ)が運用されています。当該周波数との 干渉が考えられますのでご注意下さい。

5) 音量規程違反出展者への対応

音量測定により音量超過が認められた出展者又は周囲への著しい影響のある重低音を発する出展者に対しては、 改善勧告を行ない、出展者はこれに従わなければなりません。改善されない出展者に対しては下記の罰則を適用し ます。なお、音量制限内であっても来場者を驚かすような不快な音等により、苦情があった場合も同様の扱いとします。 (1)改善勧告が通算で3回目となった場合:翌開催日の午前中、音響設備の使用禁止。

(2)上記(1)の処分が3回目となった場合:翌開催日から会期終了までの全時間、音響設備の使用禁止。

6) 運用責任者の常駐

音響設備の運用責任者は小間内に常駐し、規程に従い音響設備が運用されるよう常時管理して下さい。

7-3 小間内勤務者

1) フロア勤務者は来場者に混乱を与えないために役割名を明記したプレートを着用して下さい。

(例) 営業相談員

技術相談員

案内係

通訳(INTERPRETER)

運営担当者

広報担当員

7-4 調査・アンケート

1)調査・アンケートの実施届

小間内で行なう調査・アンケートについては自由とします。但し、小間外での実施を希望する場合は、2017年(平成29年)9月1日(金)までに所定の「調査・アンケート実施届」(Webオンラインページ)より届出を行なうとともに、実施概要(調査目的、希望の日時・場所、調査員数、予定サンプル回収数、アンケート用紙/様式任意)を事務局に届出し、その承認を得て下さい。

2) 調査・アンケートの制限

(1)場 所:事務局が指定する場所(別途指定)とします。

(2)調 査 員:多数の調査員を動員したデモンストレーション的な実施は認めません。また、服装は私服とし、事務局

指定の腕章を着用して下さい。

(3)内 容:自社商品等に関する調査を主体とし、他社を誹謗するような項目は認めません。

(4)実施方法:カウンター、机、椅子、テント、サイン等の施設及び拡声装置等を用いての宣伝行為は禁止します。

3)調査・アンケートに対する謝礼

小間内外の実施とも謝礼をする場合は、一人当たり最高で市価500円以内の物品としますが、手提袋(プレスデー除く)、風船、飲食物等は一切配布禁止とします。

7-5 物品の配布

来場者には、カタログ・パンフレット(DVD等を含む)以外は配布禁止とします。

7-6 飲食サービス

1)飲食サービスの制限

(1)飲食サービスを実施する場合は、自社の小間内で完結して下さい。 (2)プレス或いは商談などを目的とした場合のみとし、不特定多数の来場者への提供は禁止します。

2) 食品取扱届について

飲食物を取扱う場合は、江東区保健所への食品取扱届の提出が必要となります。

「食品取扱における衛生設備の設置要件]

- a. 予め容器包装された食品又は密封された既成品の飲料を使い捨て容器で提供する。
 - ・特に手洗い用シンク等の設備は必要ありません。衛生的な食品の取扱いをして下さい。ただし、温度管理が必要な食品を取扱う場合は、冷蔵設備を設置して下さい。
- b.食品を小分け又はその場で抽出する飲料を使い捨て容器で提供する。
 - 必要な設備:①手洗い用シンク(消毒液付)
 - ②必要により冷蔵設備
- c.食品を包丁などの器具類を用いて加工して提供する。

又はa.b.に該当する飲食物を、洗浄を必要とする食器類で提供する。

必要な設備:①1槽シンク

②手洗い用シンク (消毒液付)

③必要により冷蔵設備

d.食品を加熱調理して提供する。

a.b.c.以外の提供方法

必要な設備:①1槽シンク以上

②手洗い用シンク (消毒液付)

- ③必要により冷蔵設備
- ④必要により給湯設備

(注)

- ・水は上水道直結の飲用適のものを使用すること。
- ・手洗には消毒装置(逆性せっけんなどの手指の消毒液)を設置すること。
- ・展示ホール内の給湯室の使用は原則として認められません。
- 必要に応じて使い捨て手袋、アルコール消毒スプレーなどを併用して調理上の衛生管理に努めること。
- ・使い捨て手袋、アルコール消毒スプレーなどの使用のみをもって手洗いの代用とすることは認められません。
- 手洗い、流しはそれぞれ専用とし、共用は認められません。

3) 飲食店営業許可、喫茶店営業許可について

施設を設けて飲食物の提供を6日以上業務委託する場合は、飲食店営業や喫茶店営業の許可が必要となります。該当する場合は江東区保健所にお問い合わせの上、必要な申請と設備の設置をして下さい。

お問合せ先

江東区保健所 生活衛生課 食品衛生 〒135-0016 東京都江東区東陽2-1-1

TEL(直通) 03 (3647) 5882 FAX 03 (3615) 7171

※問い合わせ、届出についてはすべて日本語での対応が必要となります。

8. 規程の違反、解釈の疑義

規程に違反した出展者及び同規程の解釈(和文規程優先)に疑義が生じた場合の対応は下記によるものとします。

- 1) 事務局が規程に違反または規程主旨にそぐわないと判断した場合は、出展者に改善の申し入れを行ないます。
- 2) 1) により改善がはかられない場合、または同規程の解釈に疑義が生じた場合には、事務局によりその対応を協議し、その最終判断に基づき当該出展者に改善を命じます。なお、この協議による結論は最終決定とし、異議申し立てや損害賠償請求の申し立てをすることはできません。
- 3) 2) により改善の申し入れを受けた出展者は、改善内容及び改善日程等を文書で事務局に提出して下さい。
- 4) 2) により改善の申し入れを受けた出展者が改善を行なわない場合は、この事実を公表すると共に当該出展者の次回東京モーターショーの出展を認めないことがあります。

<規程の変更>

事務局は必要と認めた場合、この規程の一部を変更することがあります。変更された規程内容は、出展者ニュースまたはその他の方法で通知致します。

9-1

一般社団法人 日本自動車工業会の概要

日本自動車工業会(略称:自工会)は、1967年に前身である自動車工業会と日本小型自動車工業会との合併により、乗用車、トラック、バス、二輪車など国内において自動車を生産するメーカーを会員として設立され、自動車メーカー14社によって構成されています。

2002年5月には自動車工業振興会、自動車産業経営者連盟と統合、2010年4月には社団法人から一般社団法人へ移行し、現在にいたっております。

自動車産業は、生産・販売・整備・輸送など広範な関連産業を持つ統合産業であり、直接・間接に従事する就業人口は我が国の全就業人口の約8%、製造品出荷額は全製造業の製造品出荷額の約18%、機械工業の約40%を占めるなど、日本の経済を支える基幹産業のひとつとして重要な地位を占めています。さらに、近年自動車産業のグローバル化が加速する中、世界各国の社会・経済の発展にも大きく貢献しています。

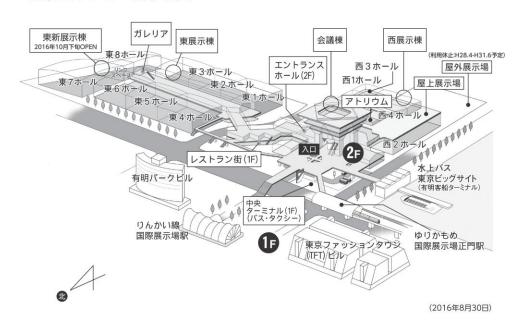
自工会は、我が国の自動車産業の健全な発達を図り、もって経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的に活動しております。自動車産業の動向が与える影響がますます大きくなりつつある今日、従来にも増して当会の役割と使命を自覚し、豊かなクルマ社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

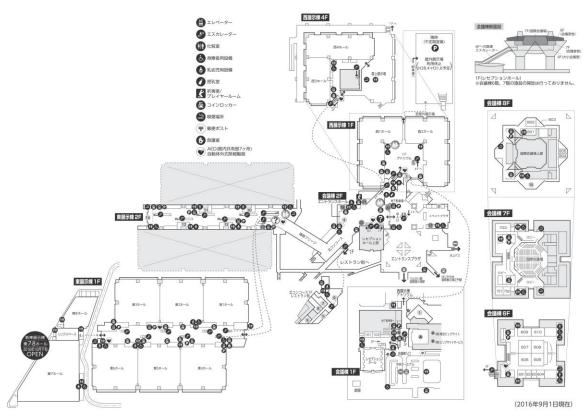
- ■名 称 一般社団法人 日本自動車工業会(略称:自工会) Japan Automobile Manufacturers Association, Inc(略称:JAMA)
- ■所 在 地 〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 海外事務所: 北米事務所(ワシントン)、欧州事務所(ブラッセル)、アジア事務所(シンガポール)、北京事務所
- ■設 立 1967年(昭和42年)4月3日
- ■目 的 本会は、我が国の自動車工業の健全な発達を図り、もって経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。
- ■事業(1)自動車の生産、輸出及び市場に関する調査、研究並びに各種統計関連資料の作成及び刊行(2)以下の事項に関する調査、研究及び提言
 - ①自動車及び自動車産業に係る政府の施策に関すること
 - ②自動車の基準認証並びに安全技術及び環境技術に関すること
 - ③自動車及び自動車産業に係る環境保全に関すること
 - ④交通安全の推進に関すること
 - ⑤自動車の流通に関すること
 - ⑥自動車の利用環境の改善に関すること
 - ⑦自動車の貿易及び自動車産業の国際的なビジネス環境に関すること
 - ⑧自動車の材料及び部品に関すること
 - 9自動車及び自動車産業の電子情報に関すること
 - ⑩自動車産業における人事労務、安全衛生、技能振興及び労使関係に関すること
 - ⑪自動車産業における知的財産の保護に関すること
 - (3)モーターショー、各種行事の開催並びに関連出版物等の作成及び刊行
 - (4)前各号に関する啓発、広報活動並びに自動車及び自動車産業に関する理解促進
 - (5)前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業
 - (6)前各号に掲げる事業は、国内又は海外において行なうものとする。
- ■役員構成 会長、副会長、専務理事、常務理事、理事、監事
- ■会 長 西川 廣人
- ■会 員 いすゞ自動車株式会社、川崎重工業株式会社、スズキ株式会社、ダイハツ工業株式会社、トヨタ自動車株式会社、 日産自動車株式会社、日野自動車株式会社、富士重工業株式会社、本田技研工業株式会社、マツダ株式会社、 三菱自動車工業株式会社、三菱ふそうトラック・バス株式会社、ヤマハ発動機株式会社、UDトラックス株式会社 (社名50音順)
- ■会 友 ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社

							<u> </u>					
1二1 孝人	- THE BEE		会	期	#HI RR	V 114	3 TH AM	会場内	展示小	出展	出展	フ 4月 十久安ム
回数	西暦	 元号	年	月日	期間(日)	会 場	入場料 税込(円)	面積 (㎡)	間面積 (㎡)	会社数 (社)	車両数 (台)	入場者数 (人)
1	1954	昭和	29	4.20~4.29	10	日比谷	無料	14,999	4,389	254	267	547,000
2	1955	//	30	5.07~5.18	12	//	無料	14,999	4,689	232	191	784,800
3	1956	"	31	4.20~4.29	10	"	4/20~22=20、以降無料	14,999	5,405	267	247	598,300
4	1957	"	32	5.09~5.19	11	"	20	14,999	6,049	278	268	527,200
5	1958	"	33	10.10~10.20	11	後楽園	30	28,050	6,094	302	256	519,400
6	1959	"	34	10.24~11.04	12	晴海	50	44,653	8,996	303	317	653,000
7	1960	"	35	10.25~11.07	14	//	50	44,653	11,025	294	358	812,400
8	1961	"	36	10.25~11.07	14	"	100	79,236	13,470	303	375	952,100
9	1962	"	37	10.25~11.07	14	"	100	107,710	21,209	284	410	1,049,100
10	1963	"	38	10.26~11.10	16	"	100(プレミアショー500)	141,756	28,921	287	441	1,216,900
11	1964	"	39	9.26~10.09	14	"	100(プレミアショー500)	137,002	34,889	274	598	1,161,000
12	1965	"	40	10.29~11.11	14	"	100(プレミアショー500)	136,002	36,800	243	642	1,465,800
13	1966	"	41	10.26~11.08	14	"	120(チャリティショー500)	148,433	39,089	245	732	1,502,300
14	1967	"	42	10.26~11.08	14	"	200(チャリティショー500)	125,086	35,732	235	655	1,402,500
15	1968	"	43	10.26~11.11	17	"	200(チャリティショー500)	139,356	39,819	246	723	1,511,600
16	1969	"	44	10.24~11.06	14	"	200(チャリティショー500)	128,693	38,552	256	722	1,523,500
17	1970	"	45	10.30~11.12	14	"	250(チャリティショー500)	134,967	41,298	274	792	1,452,900
18	1971	"	46	10.29~11.11	14	"	250(チャリティショー600)	122,247	33,550	267	755	1,351,500
19	1972	"	47	10.23~11.05	14	"	250(チャリティショー600)	108,103	26,395	218	559	1,261,400
20	1973	//	48	10.30~11.12	14	"	300	115,720	34,232	215	690	1,223,000
21	1975	11	50	10.31~11.10	11	"	500	108,074	28,381	165	626	981,400
22	1977	"	52	10.28~11.07	11	"	600	117,500	30,633	203	704	992,100
23	1979	"	54	11.01~11.12	12	"	700	117,500	34,969	184	800	1,003,100
24	1981	"	56	10.30~11.10	12	"	800	114,700	34,332	209	849	1,114,200
25	1983	11	58	10.28~11.08	12	"	800	111,650	35,130	224	945	1,200,400
26	1985	"	60	10.31~11.11	12	"	900	114,780	40,734	262	1,032	1,291,500
27	1987	"	62	10.29~11.09	12	"	900	112,800	38,662	280	960	1,297,200
28	1989	平成	1	10.26~11.06	12	幕張	1000	173,820	41,844	338	818	1,924,200
29	1991	"	3	10.25~11.08	15	"	1200	210,300	45,635	336	783	2,018,500
30	1993	"	5	10.22~11.05	15	"	1200	211,300	46,924	357	770	1,810,600
31	1995	"	7	10.27~11.08	13	"	1200	211,300	47,941	361	787	1,523,300
32	1997	"	9	10.24~11.05	13	"	1200	211,300	48,693	337	771	1,515,400
33	1999	"	11	10.22~11.03	13	"	1200(乗用車・二輪車)	211,300	45,394	294	757	1,386,400
34	2000	"	12	10.31~11.04	5	"	1000(商用車)	133,000	24,773	133	248	177,900
35	2001	"	13	10.26~11.07	13	"	1200(乗用車・二輪車)	211,300	42,119	281	709	1,276,900
36	2002	"	14	10.29~11.03	6	"	1000(商用車)	133,000	24,837	110	224	211,100
37	2003	"	15	10.24~11.05	13	//	1200(乗用車・二輪車)	211,300	40,839	268	612	1,420,400
38	2004	"	16	11.02~11.07	6	//	1000(商用車)	133,000	24,465	113	206	248,600
39	2005	"	17	10.21~11.06	17	"	1200(乗用車・二輪車)	211,300	40,211	239	571	1,512,100
40	2007	"	19	10.26~11.11	17	"	1300	211,300	44,587	241	517	1,425,800
41	2009	"	21	10.23~11.04	13	"	1300	133,000	21,395	109	261	614,400
42	2011	"	23	12.2~12.11	10	東京	1500	243,419	35,187	174	402	842,600
43	2013	"	25	11.22~12.1	10	"	1500	243,419	38,293	178	426	902,800
44	2015	"	27	10.29~11.8	11	"	1600	243,419	38,354	160	417	812,500

⁽注) 1 出展車両数は4・3・2輪車の合計(部品、機械工具、関連サービス等の出展点数は含まない。) 2 '74、'76、'78、'80、'82、'84、'86、'88、'90、'92、'94、'96、'98、'06、'08、'10、'12、'14年は休催。

<東京ビッグサイト 館内立面図>





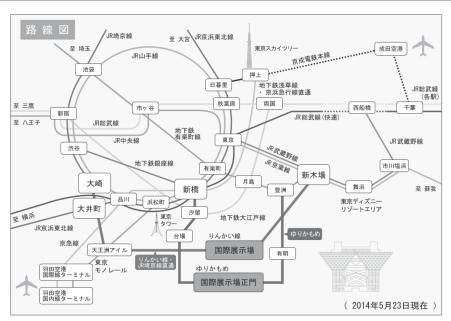
イベントの開催状況により	、営業日時が変更に	こなる場合がありますのでご了症	承ください。	イベントの開催状況によ
① フードコート&ピアー Eat iT!	03-6426-0412	9 日比谷マツモトロー	o 03-5530-1158	10 セブン・イレブン イベン
2 タリーズコーヒー	03-3527-5086	10 東京ベイキッチン	03-3599-7240	18 LAWSON エントランス
3 カフェテラスロイヤル	0 03-5530-1164	11 築地食堂 源ちゃん	0 -	● FamilyMart ガレリア色
④ プロント	03-3527-8767	12 ロイヤルキャフェテリア	03-5530-1168	② ATM [ゆうちょ銀行、セブン銀行
⑤ カフェテリア マーメイド	o 03-5530-1160	13 カレーショップC&Cダイニング	03-5530-1172	20 ビジター&ビジネスセンタ
6 ザ・ビッグラウンジ	03-3599-6630	14 香港飲茶楼 ル・パルク	03-5530-1177	コピー・レンタルPCスペース・ カービスコーナー
7 スターバックス	@ 03-3599-1320	15 アルポルト 東京ピッグサイト店	03-5530-1221	ピッグサイトカード版日
(A) ZOOM	0.02 6426 0701			



(1) 待合せコーナー
(2) 駐車場
(3) 総合案内所
総合案内所
総合案内所
総合案所では、金等的ご案内・イベントのご案内・
文器のご案内・2子の受け、値を物のお取り扱い・単い
すの出版と行っています
(2) 東インフォメーション(臨時)

トの開催状況により、スタッフが案内しております。

COPY FAX W SHOP ショップ・サービス施設







高速10号晴海線

豊洲出入口から約5分

第45回

東京モーターショー2017

会期:2017年10/27(金)-11/5(日)

会場:東京ビッグサイト





OICA 東京モーターショーはOICA(国際自動車工業連合会)に 認定されている国際モーターショーです。